

第百七十回国会 法務委員会 議 録 第 三 号

平成二十年十一月十八日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 山本 幸三君

理事 大前 繁雄君 理事 桜井 郁三君
理事 塩崎 恭久君 理事 棚橋 泰文君
理事 谷畑 孝君 理事 加藤 公一君
理事 細川 律夫君 理事 大口 善徳君
理事 赤池 誠章君 理事 伊藤 忠彦君
理事 稲田 朋美君 理事 近江屋信広君
理事 木村 隆秀君 理事 笹川 堯君
理事 清水鴻一郎君 理事 杉浦 正健君
理事 平 将明君 理事 丹羽 秀樹君
理事 萩山 教嚴君 理事 早川 忠孝君
理事 町村 信孝君 理事 武藤 容治君
理事 村田 吉隆君 理事 森山 眞弓君
理事 矢野 隆司君 理事 柳本 卓治君
理事 若宮 健嗣君 理事 石関 貴史君
理事 枝野 幸男君 理事 河村たかし君
理事 中井 治君 理事 古本伸一郎君
理事 神崎 武法君 理事 保坂 展人君
理事 滝 実君

法務大臣 森 英介君
内閣府副大臣 増原 義剛君
法務副大臣 佐藤 剛男君
法務大臣政務官 早川 忠孝君
政府参考人 (警察庁刑事局組織犯罪対策部長) 宮本 和夫君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 佐村 知子君
政府参考人 (法務省民事局長) 倉吉 敬君
政府参考人 (法務省刑事局長) 大野恒太郎君
政府参考人 (法務省刑事局長)

政府参考人 (法務省人国管理局局長) 西川 克行君

政府参考人 (外務省中南米局長) 佐藤 悟君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 前川 喜平君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 坂本 森男君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房統計情報部長) 高原 正之君

法務委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動
十一月十八日

辞任

補欠選任

赤池 誠章君 村田 吉隆君

河井 克行君 丹羽 秀樹君

平 将明君 若宮 健嗣君

長勢 甚遠君 伊藤 忠彦君

同日

辞任

補欠選任

伊藤 忠彦君 長勢 甚遠君

丹羽 秀樹君 河井 克行君

村田 吉隆君 赤池 誠章君

若宮 健嗣君 平 将明君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
国籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国籍法の一部を改正する法律案を議

題いたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長宮本和夫君、総務省大臣官房審議官佐村知子君、法務省民事局長倉吉敬君、法務省刑事局長大野恒太郎君、法務省人国管理局長西川克行君、外務省中南米局長佐藤悟君、文部科学省大臣官房審議官前川喜平君、厚生労働省大臣官房審議官坂本森男君、厚生労働省大臣官房統計情報部長高原正之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲田朋美君。

○稲田委員 おはようございます。自民党の稲田朋美でございます。

本日は、国籍法の改正という非常に重大な法案について質問いたしたいと思っております。

国籍付与は、言うまでもなく日本国民の資格を定めるものでございます。日本の、いわば国家共同体の構成員を決める重大な作用が国籍付与でございます。だれに国籍を与えるか、だれを国民として認めるか、これは国にとって大変基本的かつ重大な問題であり、だからこそ憲法十条で国権の最高機関である立法府にその広い裁量が認められていなければならないと思っております。日本、日本の主権の問題でもあると思っております。

例えば、北朝鮮による拉致問題、これが日本国の主権の侵害であるのは、我が国の国籍を持つ国民が他国によって権利を侵害されている場合、

国の外交保護権として、主権の作用としてその権利主張ができるわけがございます。そういった意味からも、この法案の審議は大変重大だと認識をしております。

今回、改正に至りましたのは、六月四日の最高裁判決が契機であります。国籍法三条一項が憲法違反であると違憲立法審査権を最高裁が発動して判断をした、これは大変重大な判断でございます。もちろん、この最高裁の判断に従わなければならない。しかしながら、立法府に身を置く私たちとして、また国権の最高機関である国会としては、最高裁の判断の範囲内で、できる限り慎重に、そしてさまざまな場合を想定して審議すること、これが私たちの責務である、このような認識のもとで質問をしたいと思います。

さて、最高裁の判例では、昭和五十九年の国籍法の改正のときに、出生後の準正によって日本国民の嫡出子たる身分を取得した者には国籍を与え、単に認知したにすぎない者については国籍を与えなかったわけです。最高裁の判例の中でも、判決の理由中の判断でも、昭和五十九年の改正時にそれは合理的な理由があった、しかし現在では、さまざまな経済的、社会的な変化や我が国の家族関係のあり方に対する意識の変化ですとか、例えば非嫡出子の割合がふえているですとか、そういう理由をもとに、今やこれは憲法十四条の平等の原則に違反している、このように判断をしたわけです。

後にも述べますが、私は、この最高裁の判断、多数意見については疑問があると思っておりますけれども、それでもこういった判決が出たわけでございます。

そして、違憲になった時期について、最高裁は、遅くとも平成十五年には違憲になった、このように判断をされております。

国籍法の改正の審議に入る前に、前提として、この判決の射程距離についてお伺いをいたしたいわけです。

このような今の最高裁の判断からいたしますと、例えば父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとつてはみずからの意思や努力によつては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄だ、こういったことで区別をする、差異を設けるといふことについては慎重じやないといけないと最高裁は判断をしているわけですが、こういった最高裁の考え方からいえますと、例えば民法九百条で嫡出子と非嫡出子の間に相続分で差異を設けておりますが、こういった非嫡出子と嫡出子の間の相続分の差異についても、これは違憲であるというような判断になるのではないかと。

この判決の射程距離及び今の民法九百条の規定の合理性について、民事局長にお伺いをいたします。

○倉吉政府参考人 今回の最高裁判決の射程距離についてということでございます。

この最高裁判決は、あくまでも国籍法第三条が、嫡出である子と嫡出でない子との間に国籍取得に関する区別を生じさせていること、このことが違憲である、こういうふうな判決をしたものでありまして、嫡出でない子の法定相続分の問題についてはもちろん何ら言及しておりません。

したがって、国籍法第三条が違憲であるとされたからといって直ちに、嫡出でない子の法定相続分を嫡出である子の二分の一と定めております、ただいま御指摘の民法九百条第四号まで憲法違反になるということにはならないと考えております。

○稲田委員 それは当たり前のことなんです、民法九百条の差異について合理的な理由があるということであらうのでしょうか。

○倉吉政府参考人 ただいまの、嫡出でない子の相続分が二分の一になっているという民法九百条四号ただし書きの規定であります、これは法律

上の配偶者との間に生まれた嫡出である子の立場を尊重するとともに、嫡出でない子の立場にも配慮して、嫡出でない子には嫡出である子の二分の一の法定相続分を認めることにによりまして、法律婚を尊重する一方で嫡出でない子の保護との調整も図る、こういったものと考えられますので、不合理なものではないと考えております。

○稲田委員 今、全国からたくさんの方々が来ておられて、我が事務所にはもう既に二十センチを超えるファクスが届いております。そのおかげでファクスが故障したぐらいの、全国からたくさんの方々のこの改正に対する危惧の声が出ております。そして、慎重審議入りを求めているわけなんです。

産経新聞、きょう資料でお渡しした中で、「偽装認知などダークビジネスの温床になるとの懸念が出ています。それに対して政府筋の発言として、『最高裁に現状は違憲だ、といわれたから改正案を出した。それでどうなるかは、法律が施行されない」と分らない。犯罪者はいろんな方法を考えるから」。

こんな無責任なことを言つてもらつちや困るわけです。最高裁が幾ら違憲判決を出したからといって、それによつて偽装認知がふえるんですとか、犯罪者が何をやるかわからないんですとか、そんな無責任な、やつてみなきゃわからない、最高裁から出たんだから変えるのは当然だなどというような無責任な考え方でこの改正をしてもらつては困ると思つてゐるわけでございます。

まず、要望が多いのが、法定刑が軽過ぎるんじゃないかという観点でございます。

出生後の偽装認知の場合についてお伺いをいたしますが、今回、国籍法を改正いたしました、国籍届けを偽装した場合、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金という刑罰がかかることになったんですが、これが余りにも軽くて全く犯罪の抑止効果がないんじゃないかという声があるんですが、この点について民事局長の御見解をお伺いいたします。

○倉吉政府参考人 今回の新設いたしました罰則についてのお尋ねでございます。

この罰則は、虚偽の国籍取得届けをすることにより、法務局の事務の適正や信頼が害されるというところを根拠として処罰するといふものでございします。したがって、一般の殺人とか放火とか、法益の侵害がどんとあつたというのとはちよつと犯罪の性質が違ふということがございします。

ただ、そうはいいまして、国籍取得に関する事務は、日本国の構成員である日本国民の資格、ただいま最初に委員の御指摘のあつたところでございますが、その日本国民の資格を適切に認定するための重要な責務、仕事でございます。

そこで、この種の行政的な規定の中で似たものを見てみたわけですが、例えば戸籍の記載または記録を要しない事項について虚偽の届けを出したという戸籍法百三十二条という規定がございます。それから、外国人登録申請の關係でさまざまな虚偽の申請をした場合の罰則を定めた外国人登録法八条というのがございます。これはいずれも一年以下の懲役または二十万円以下の罰金を法定刑としておりますので、これを参考にして今回の法定刑を定めたものでありまして、この刑自体は決して不当なものではない、相当なものと考えております。

そこで、ぜひ申し上げたいことがもう一点ございまして、実は国籍取得に当たつては三つの手続がございます。第一は、まず認知届けをいたしまして、その認知届けをいたしますと、父親が認知をしたということが戸籍に載ります。それから二番目に、今問題になっております国籍法上の国籍取得届けをいたします。そして、それによつて日本国籍が取得された後、三番目に、今度は戸籍法上の国籍取得届けというのをいたしまして、つまり、その子供を戸籍に載せるための手続をいたします。この三番目のときにも、やはり戸籍に載るわけでございます。

この一番目の認知届け、それから三番目の国籍取得届け、これが全部偽造であつた、虚偽であつたということになりますと、いずれも戸籍にうその記載がされるということになりますので、現行法におきましても公正証書原本不実記載罪が成立をいたします。その法定刑は、五年以下の懲役または五十万円以下の罰金となっております。

つまり、いわゆる偽装認知という形で一貫して最後まで行つたといつたしますと、五年以下の懲役と五十万円以下の罰金を最初と最後で二つを科す、そして真ん中で一年以下の懲役と二十万円以下の罰金というのが加わる、この三つが併合罪となる、こういうことになりますので、全体としては事案に応じて適切な処罰がなされる、このように考えております。

○稲田委員 今の民事局長の答弁を聞いて、結果的にどうなるかがわかつた人というのはいないんじゃないかと思うわけです。今非常にわかりにくい答弁をされたので、私なりにおつしやつたことを簡単に言いますと、併合罪になるので、こういった偽装認知による国籍の届けが出された場合には、最大で七年六カ月、そして罰金としては二十万円科せられるので決して軽くない、そういうことを今難しい言葉でおつしやつたのではないかと、思うんですけれども、そういうことでよろしいと思ふんです。

ただ、今おつしやつた、この法律自体が、刑罰自体が、法務局の事務の適正や信頼が害される、これが保護法益なんだとおつしやるんですが、それにしても日本国籍という非常に重大なものが許取されるといふ事態を招きますので、やはりここはきちんとして、七年六カ月というのであれば、上限を踏まえて適用していただきたいと思ふわけです。

それから、刑事局にも言いたいのは、やはり幾らそういう刑罰が最上限、そこまでかかるとしても、運用をきちんとしてもらわないと何にもならないと思うわけです。幾ら制度があつても、その運用が適正でなければ絵にかいたもちになつてしまうわけです。

例えば、今、中川大臣の勉強会で対馬のことが問題になって、あの国境の島が、韓国資本によって、そして島民の名で買収占められているということが問題になっております。私はその勉強会で、島民の名で所有意思がないにもかかわらず、不動産登記簿謄本に所有者として登記をすれば、公正証書原本不実記載になるんじゃないかということを刑事局に質問いたしましたら、一般論としてはなり得ますねと、そして、民事局は民事上は適法ですというふうなことをおっしゃいまして、私はこれで国を守る気があるのかなというところに非常に危機を感じたわけです。

刑事局長にお伺いしたいのは、今回の偽装認知を防ぐためにこういった法律を駆使してきちんと起訴していくつもりがあるのか、そういった点の決意をお伺いしたいと思います。

○大野政府参考人 お答えいたします。

検察当局は、犯罪として処罰すべき案件あるいは疑惑が持たれる案件があるというように認めた場合には、当然、法律を厳正に適用いたしまして、法と証拠に基づいて適正な捜査、処分を行うものというように承知しております。

○稲田委員 ぜひよろしく願っています。

それから、次に全国から寄せられている声の中で非常に多いのが、今回その要件に、出生後の子供を認知したにすぎないような場合にはDNA鑑定を入れるべきではないかという意見がたくさんあります。

私自身の個人的な意見を言いますと、DNA鑑定を安易にこういった親子関係の確定とか法制度として持ち込むことについては慎重でなきゃいけないんじゃないかなという考え方を持っております。

昨年議論になりました、民法七百七十二条の離婚後三百日以内に生まれた子供の嫡出推定についての改正議論がなされたときにも、安易にDNA鑑定を持ち込むことは、我が国が単に血縁のみを根拠として親子関係ですとか家族関係、そういったものを構築しているのではない、そういった原

則をなし崩しにするおそれがあるので安易にDNA鑑定を持ち込むべきではないという意見を持っております。

今回、国籍法の改正に当たりまして、DNA鑑定を要件として入れるべきだということくさんの意見がありますが、その点についてどうお考えか、民事局長の御意見を伺いたします。

○倉吉政府参考人 DNA鑑定を導入すべきであるという意見が多数あるということは承知しております。しかし、それでは困るという意見も多数ある、実はそのように考えております。今回、ファクスやメールでは、DNA鑑定を入れるべきだというのが多数来ているのが現実なのかなとは思っております。

そこで、このDNA鑑定を取り入れることの適否について、今委員から非常に重い御指摘がございました。ここは非常に大事なところだと思っております。今委員の方から御指摘のあったとおり、民法七百七十二条の嫡出推定規定に関しても、これだつてDNAで決着すればいいんだということになりがちだという懸念がございます。

それから、DNA鑑定によって、いわばそれまで親子だということと成立してきた親子関係や家族関係を、DNAが違わないかというて簡単に覆していいのか、こういう問題もあります。それはそれでいいんだという簡単な風潮を助長させるというのは、これはまずいだろうと思っております。

それに加えて、DNA鑑定を認知や国籍取得届の際に義務づける、こういうことにいたしますと、認知届を受ける市区町村、それから国籍取得届を受ける法務局において、例えばDNA鑑定でも非常に難しい問題がございます。当事者から正しく検体をとってきているのか、それから現代の科学水準に合ってたきちゃんという鑑定ができているのか、極端に言うと、だれだれが鑑定したとなっているけれどもそれが偽造ではないか、そういったさまざまな問題がございますが、そういった鑑定結果の信用性を左右するような事情を、法

務局の窓口であるとか市町村ではちよつと判断できないという問題がございます。

それから、鑑定には相当の費用がかかります。その費用を負担できない方の子供の認知の機会や、国籍取得の機会を奪うということにもなりかねないということも懸念されるわけでありまして、さらに、外国国籍の子を認知する場合にのみDNA鑑定を義務づけるとすれば、それは外国人に対する不当な差別となるおそれもある。

以上のようなことから、DNA鑑定を取り入れることは適当でないと考えている次第であります。

○稲田委員 私自身もDNA鑑定には慎重なんです。しかし一方で、やはり偽装認知ということを防ぐために諸外国でDNA鑑定を取り入れているところもございまして、今後の課題として、父子関係の科学的な検証ということについても課題として検討しなければならぬのではないかと考えております。

では、そうしますと、一体どうやってこの偽装認知を防ぐかです。

私は、認知ということになりますと、やはり認知ビジネスといいますか、組織的に偽装認知をしていこうというような犯罪もふえていく懸念があるんですが、どういう段階で偽装認知をどうやって防ぐおつもりなのか、その点について民事局長にお伺いをいたします。

○倉吉政府参考人 国籍取得届けをする場合には、必ず届け出人が窓口に参加します。法務局の窓口に来るわけでありまして。そこで戸籍等関係書類を出していただくということになります。このときに、法務局といたしましては、届け出人等から、父母が知り合った経緯や、それからお父さんが同居しているのか、あるいはお父さんが扶養しているのか、その有無、それからその程度、それから子供が生まれてから認知に至る経緯はどうだったのか、それから婚姻等の身分関係の状況はどうか、こういったことを詳細に聴取いたしました。その子供が認知した男性の子であるかどうか

ということを慎重に確認することを予定しております。場合によっては、関係者がこういうところにいるということであれば、その関係者のお宅にお邪魔してでも任意の御協力をお願いしたいと思っておりますし、父親が届け出人となつていないという場合があるわけでありまして、その場合にも協力を求める予定でございます。

さらに、そういったことの聴取を通じて、子供を懐胎した時期に父母が同じ国に滞在していたのかどうかということについて疑義が生じる、こういったような場合がございまして。それからさらに、今委員の御指摘のありました偽装認知の疑い、あるいは組織的な偽装認知ではないか、こういったことが疑われるという場合には、警察等の関係機関とも連絡を密にいたしましてさらなる確認をするなどして、不正の防止に全力を挙げていきたい、こう思っております。

○稲田委員 今おっしゃったような盛りだくさんなことを法務局の窓口でされるとすれば、どこか法務局に行ってもそれが徹底されるように、例えば通達ですとか省令、下位の法令などで全国にきちんとしていくようにしていただきたいということが一点と、それから、今おっしゃいました、認知をする日本国籍の男性については、原則やはい面談をして、そこはきちんと事情を聞いて、間違いないかという点をやっていただきたいと思っております。

次に、警察にお伺いをいたしますが、国籍取得に関連して、胎児の偽装認知、偽装結婚など、どうやって摘発をし、また今回の国籍法の改正に伴つてどういった対策をされるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○宮本政府参考人 虚偽の届け出などによりまして不法滞在などの外国人が合法的な留資格を取得しようとする事案、これまでは比較的偽装結婚のような事案が多いのでございますが、特にこういった偽装結婚などにつきましては、職業的に配偶者をあつせんするようなブローカーの役割を果たす犯罪組織が介在していることも多く、暴力団

がこういった行為を行っていることも少なくございません。

偽装認知も含めまして、今後、警察としてこうした捜査をしていく場合、そのような暴力団を初め犯罪組織の介在の有無を視野に入れながら捜査を進め、かつ、法務局、入国管理局等関係機関との連携を密にしながら厳正に対処してまいる所存でございます。

○稲田委員 同じ質問を入国管理局長にお伺いいたします。

○西川政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の偽装認知あるいは偽装婚については、入国管理局としても重大な問題ということで受けとめております。入国管理局は、入国管理関係の各種申請において、外国の方からさまざまな書類を提出いただきますが、この書類を精査するというだけではなく、当局に寄せられるさまざまな情報を分析活用し、生活実態等について積極的に実態調査を行い、また警察等関係機関とも連携して事案の解明に努めているところであります。

その結果、偽装した身分関係に基づいて在留の許可を受けていたというようなことが判明した場合につきましては、入管法に基づいて在留資格の取り消し手続や退去強制手続を行うなど厳格に対処しているところであり、今後もこの姿勢を保ちたいというふうに思っております。

以上です。

○稲田委員 ぜひしっかりとお願いをいたしたいと思っております。

また、ドイツでは、ことしの三月に父子関係の認知無効のための権利を補足する法律が制定されました。これは、偽装認知によって外国人の母親が滞在資格を得ようとする事例がふえたことに對抗するために、民法を改正して、関係官庁にも父子関係の認知無効を求めることができるようにしたものです。私は、日本にはこういった法律がありませんので、こういったこともぜひ考えていただきたいと思います。

それからもう一点、民事局長にお伺いをいたし

たいのは、今回、最高裁の近藤裁判官の補足意見の中で、出生後認知の場合でも、出生地が日本であることや、日本に一定期間居住していることを国籍取得の要件とすることは諸外国の立法例にも見られる。また生物学上の父子関係が存在することが科学的に証明されることを要件として付加することも憲法の範囲内で考えられるんだというように補足意見を述べられております。

私も、こういった何らかの要件をつけ加えるということは決して今回の憲法判断に反しないと思っておりますが、こういった点についていかがお考えでしょうか。

○倉吉政府参考人 御指摘の最高裁の近藤裁判官、多数意見の中で別のところで補足意見を書いておられるわけです。今委員が御説明されたところの意見を述べておられます。

しかしながら、同じ多数意見の中で別の補足意見もございまして、ある裁判官は、近藤裁判官のおっしゃるような、日本で生まれたことといったような要件を課するという選択肢は国籍法の趣旨に照らして相当ではないというような趣旨のことも述べておられます。

そして、何よりもこの最高裁判所判決の本来の多数意見として書かれている部分であります。そこでは、生まれた後に日本国民から認知された嫡出でない子と父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した子供との間には、我が国との結びつきという点において差異があるとは言えないという判断がされたところであります。

そうすると、仮に御指摘のような住所要件であるとか日本で生まれたといったような要件、こういう要件を新たに設ける場合には、今回の改正法により、届け出による国籍取得が可能となる嫡出でない子だけではなく、従来も届け出によって国籍取得が可能であった父母が婚姻していた嫡出子についても同様の要件を設けることとしなければ、再び合理的でない差別が生じる、こういうことになります。

しかしながら、これまでそのような要件は満た

さなくても、父母が婚姻していた嫡出子については届け出により日本の国籍を取得することができたということになるわけでありまして、その子に対してまで新たな要件を加重することについては、一般に理解が得られにくいのではないかと。そこで、今回の法改正では、単に準正の要件を削除するのみにとどめた、こういう次第でございます。

○稲田委員 私は、やはり最高裁が言ったからといってそれをそのまま立法府がやるというのは、立法府に身を置く者として矜持が足りないんじゃないか、最高裁の判断はもろん尊重すべきですが、その範囲の中で許される限りの、例えば一定の要件をつけることですか、またさまざまな現実的な偽装認知を防ぐ方法を、慎重にも慎重を重ねて審議をしなきゃいけないと思ってるんです。

今回、最高裁判決が出て、もちろんそれは尊重しなきゃいけません、違憲立法審査権を行使されたわけですから。昨日も、退官される長官が、違憲立法審査権を行使したことが非常に自分の中で重大なことだったと述べられておりますように、非常に重大な判断ですので尊重しなきゃいけないと思うんですが、ただ、今回の最高裁判決の中で私は非常に疑問に思いましたのは、今までのように、定数不均衡とかそういった場合のように、単に違憲判決を出すにとどまらず、国籍法三条を読みかえて国籍を付与された。これは、まさに司法権による立法府に対する介入とまで言ったら言い過ぎかもしれませんが、そういったおそれがあったのではないかと。そういった点からも、最高裁が読みかえられた国籍法三条一項にこだわることなく、違憲判断をされたその判断を尊重する範囲内で、できる限りの審議をし、慎重の上にも慎重に審議をすべきだと私は考えております。

今回、同僚国会議員の中でも非常にこの問題を重く考えて、そして慎重審議すべきだという考え方を署名等で申し入れをしているところでございます。

こういった点について、最後に法務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○森国務大臣 私どもといたしましては、国籍法を所管する法務省としてこの最高裁判所の違憲判決を重く受けとめなければならないということは今委員からお話があったとおりでございます。国籍法三条一項が憲法に適合する内容となりますように、今お話のあった補足意見等についても十分な検討を加えました上で、届け出による国籍取得の要件を削除することを内容とした改正法案を国会へ提出したものでございます。

その提出に当たっては、与野党、特に政府・与党一体という本旨からして、与党の中でも十分な御議論をいただいて、適切な意思決定プロセスを経て、そして閣議決定して国会に御提出したものでございまして、もとより慎重な御審議をしていただくことは極めて重要なことでございます。でも、それについても与野党、法務委員会の理事会で御協議をいただいた上で日程が決められたものでございます。

また、採決まで含めて御決定をいただいたわけでございますけれども、ここに至るまで、決して強引でも、またそこそこやったわけでもなく、極めてきちんとした明快なプロセスを経てここに至っているものでございまして、本日も、皆様方の率直な御意見をいただき、また誠心誠意御答弁を申し上げていきたいと思っておりますけれども、ここに至るまでの手続において、私は、特に強引な取り運びをしたということとは与野党においてなかったのではないかとこのように受けとめております。

○稲田委員 国会の審議はこの委員会での審議がすべてでございますので、やはり国権の最高機関の立法府にある者の責務として、この重大な法案についてきちんと審議をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 次に、大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口善徳でございます。それでは早速この法案について質問させていただきますが、森大臣、また副大臣、政務官、御就

任おめでとうございます。きょうはしつかり質問させていたきたいと思います。

本年六月の四日、最高裁判所大法廷で、日本の父と外国人の母から生まれ、父に出生後認知された子が、父母の婚姻がないため日本国籍の取得を認められない、国籍法三条第一項について、憲法第十四条の法のものとの平等に反する、こういう画期的な判断がなされたわけであります。

最高裁が法律を違憲と判断したのは今回を含めて八件、こういうふう聞いておるわけでございまして、昨日の長官のお話も重く受けとめた次第でございます。

違憲判決の翌日、我が党は公明党として、鳩山邦夫当時の法務大臣に対し、父母が婚姻していない子にも日本国籍の取得を認めるよう、法改正を含む速やかな対応を要望し、さらに、党内にプロジェクトチームを立ち上げ、八月七日、これは当時の保岡興治法務大臣に対し、一、父母の婚姻要件の削除、二、広範な救済を可能とする経過規定の設置、三、罰則規定の新設を含む偽装認知防止対策の徹底、四番目に、周知、広報の充実を内容とする国籍法第三条改正の申し入れを行ったわけでございます。十一月四日政府が閣議決定をされ、そして十四日からこの法務委員会となったわけであります。

今回の最高裁の判決で、私、注目している点がございまして、一つは、

日本国民である父が日本国民でない母と法律上の婚姻をしたことをもって、初めて子に日本国籍を与えるに足りるだけの我が国との密接な結び付きが認められるものとするとは、今日では必ずしも家族生活等の実態に適合するものというとはできない。

また、諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によつていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。さら

に、国籍法三条一項の規定が設けられた後、自国民である父の非嫡出子について準正を国籍取得の要件としていた多くの国において、今日までに、認知等により自国民との父子関係の成立が認められた場合にはそれだけで自国籍の取得を認める旨の法改正が行われている。

以上のような我が国を取り巻く国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らしみると、準正を出生後における届出による日本国籍取得の要件としておくことについて、前記の立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっているというべきである。

さらに、国籍法が、同じく日本国民との間に法律上の親子関係を生じた子であるにもかかわらず、上記のような非嫡出子についてのみ、父母の婚姻という、子にはどうすることもできない父母の身分行為が行われない限り、生来的にも届出によつても日本国籍の取得を認めないとしている点は、今日においては、立法府に与えられた裁量権を考慮しても、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との合理的関連性の認められる範囲を著しく超える手段を採用しているものというほかなく、その結果、不合理な差別を生じさせているものといわざるを得ない。

とあります。

今回、国籍法改正案を一日も早く成立させること、そして違憲状態を解消しなければなりません。法務大臣の決意と、今回の判決に対する思いを語っていただきたいと思ひます。

○森岡大臣 大口委員初め御党が、最高裁で違憲判決が出て以来、この違憲状態の解消のために大変積極的に真摯に取り組んでこられましたことに敬意を表したいと思います。

今、お話がありましたとおりの経緯でございまして、六月四日の最高裁判決においては、同条が日本国民に認知されたにとどまる子と父母の婚姻により嫡出子たる地位を取得した子とで国

籍取得に関する区別を生じさせていることについて、遅くとも平成十五年当時には合理的な理由のない差別として違憲であると判断されたところがあります。それまでは、いろいろな情勢からしてやむを得なかったということでありまふけれども。

また、加えまして、最高裁判所判決には補足意見、反対意見も付されていることは十分承知をしておりますけれども、最高裁判所の判決は多数意見によつて示されるものでありますので、この判断を厳密に受けとめ、最大限尊重しなければならぬと考えておるところでございます。その趣旨を踏まえ、国籍法第三条第一項が憲法に適合するよう、速やかな法改正をすることが必要であると考へております。

したがいまして、本日の慎重な御審議を経まして、できるだけ速やかに御了承いただけるように心から願つていところでございまして、委員の皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。

○大口委員 そういふ中で、判決でもそうでございまして、私も、私も一番注意しなさいといひたいのは、偽装認知による国籍取得の防止対策、これをしっかりとやらなさいといひたい、こういうこととでございます。

そういう点で、今回新たに、法務局に対し虚偽の国籍取得届けを行った場合これを処罰の対象とする、こういうことで、市区町村役場に対する虚偽の認知届、そして戸籍法上の戸籍編製の国籍取得届に加えて、法務局に対する虚偽の国籍取得届について罰則を科したわけでございまして。

このことによりまして、これを組み合わせることで、併合罪で懲役七年六月あるいは罰金百二十万という形になったわけであります。これだけじゃなくて、時効の観点からも罰則を設けることが意味がある、こう考へておりますが、御答弁願ひます。

○倉吉政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、二つまたは三つの犯罪が成立するという場合

には、併合罪としてこれまでよりも重く処罰することが可能となります。

時効という御指摘がございましたが、そのとおりでございます。例えば最初の認知届に係る犯罪、認知届というのがまず最初に出ますので、その時点から時間がたつていて、それから国籍取得届が来たという場合には、最初の認知届について公訴時効が完成しているという場合が考えられます。しかし、その場合であっても、国籍取得届が来た、その後、証明書を持って市町村に行つて、そして子供を日本人として戸籍に届けるという届けをしたということになれば、後の二つが成立します。それで、やはりあわせて公正証書原本不実記載と、今回成立していただきたいと思つております新法による規定の処罰規定が両方適用されて、その両罪が併合罪となるという関係になるわけでございまして。

○大口委員 偽装認知の防止策につきましては、本日にこれを国を挙げてしっかりとやっていただきたいと思ひます。特に法務省は警察庁と連携して対応していただきたい。また、外務省もそうでございまして、本日に各省がきちつと対応していただきたい、こう思つておるわけでございまして。

そういう中で、まず、本籍地の市町村において、例えば複数の外国人女性の子供を認知しているような不審なケース、こういうことがあつた場合、やはりこれは法務局への照会というものを徹底すべきであらう、こう考へますし、また、法務局が国籍取得の届け出に虚偽の疑いがあるというような場合等も慎重に見ていただいで出入国記録の調査を行う、こういうこともしっかりとやっていただきたいと思ひますけれども、これについて御答弁願ひます。

○倉吉政府参考人 戸籍にいろいろな記載がされるわけでありまして、もちろん、真実の身分関係を戸籍に反映させるということが戸籍法の究極の目的であります。戸籍の届け出において、その届け出が虚偽であると疑うに足りる合理的な理由がある場合には、その事実の真否について実

態調査を行い、虚偽であることが確認されたときは受理すべきではない、こうなります。

ただいま御指摘のごいしました、日本人男性が複数の外国人女性の子供を認知している、こういう場合というのは、まさに届け出が虚偽であると疑うに足りる合理的な理由がある場合だと考えられますので、御指摘のとおり、市町村から法務局への受理照会をさせ、法務局においてその届け出書きの添付書類を調査し、関係者からの事情を聴取するというような方法によりまして偽装認知の防止に努めてまいりたい、こう思っております。

それから、疑いがある、怪しいなどと思われる場合には法務局においても出入国記録の調査などの策を講じるべきではないかと御指摘がございました。

そのとおりでございます、その点につきましても、関係機関とも連絡を密にし、疑わしいというときには、ただいま御指摘のありました出入国記録の調査も含めたさまざまな方法を視野に入れて、さらに確認するということに全力を挙げてまいりたいと思っております。

○大口委員 さらに、稲田委員からも御指摘がありましたけれども、国内外のプロローカー等、こういう犯罪者集団といいますか、そういうところの組織的な偽装認知に基づく虚偽の国籍取得の動き、こういうのをいち早く察知していただかなければいけません。

そういう点では、入国管理局や警察関係当局が連携して情報収集体制をしっかりと構築し、そして、法と証拠に基づいて積極的な摘発をしていただきたい、こう思っております。

そして、刑事事件で有罪になれば、これは職権で国籍の取得、戸籍等抹消されるわけでございしますので、やはりそういう点でもしっかりとやっていただきたい、こう思っております。

この点について、法務省、警察庁からお話を伺いしたいと思います。

○西川政府参考人 お答えいたします。
委員御指摘の組織的な偽装認知あるいは偽装婚

など、身分関係を偽装して我が国への入国、在留を画策する事案、これは在留資格制度の根幹を揺るがすということだけではなくて、我が国の社会秩序あるいは法秩序を乱すなど、極めて重大な問題であるというふうに認識をしております。

これまでも、入国管理局におきましては、身分関係の偽装等に関与するプロローカー等につきましては、共同で取り締まりのプロジェクトを実施するなど、警察等関係機関と連携して情報収集に努め、また厳格に対処してきたところでございますが、偽装事案の根を絶つためにはプロローカーの根絶が不可欠でありますので、今後とも警察等関係機関との連携を密にし、プロローカー対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮本政府参考人 警察におきましては、偽装認知、偽装結婚など、こうした犯罪、外国人が犯罪を繰り返して行うことを助長する基盤を提供する犯罪、このようにしてとらえまして、積極的な取り締まりを進めているところでございます。

また、入国管理局と協力して、それぞれの調査、捜査を積極的に進めていくためのプロジェクト調整会議といったものを設置するなど、関係機関との連携を強化しているところでございます。

今後、国籍法改正後におきましても、警察としては、偽装結婚、偽装認知事件の捜査に当たり、暴力団でありますとかプロローカーでありますとか、こうした犯罪組織の介在の有無を含めまして、真相解明のために強力に捜査を進めるとともに、入国管理局、法務局等関係機関との連携をさらに密接にしてお互いに情報交換を進めるなど、厳正に対処してまいれる所存であります。

○大口委員 父子関係のDNA鑑定につきましては、詳しく稲田委員から質問がありまして答弁いただきましたので、これにつきまして今後課題としたいと思います。外国籍の子だけについてこういう扱いをするということについてはやはり憲法上の疑義があるのではないか、こう思います。

次に、経過措置につきまして質問させていただきます。

きたいと思っております。

私どもは八月七日に前大臣に申し入れをして、遅くとも平成十五年当時に違憲状態が生じていたとする最高裁判決の趣旨を踏まえて、判決により日本国籍が認められた者と同様のものにできる限り広範に国籍取得が可能となるよう適切な経過措置を設けるとともに、その届け出期間についても、対象者の準備のために十分な期間を考慮するよう求めてまいりました。そのことが、今回の附則第二条以下で、私どもの要望が結構適切に反映されている、こういうふうに考えております。

今回、法律上の婚姻関係にない父母の間に出生した子であつて、出生後に日本人の父から認知された子で改正法の施行日の前日までに従前の届け出をしていった者については、当該届け出のとき改正法第三条一項の要件に該当していた場合、法施行後三年以内に届け出ることにより日本国籍を取得できるような経過措置が設けられたわけであります。

そこで、従前の届け出件数につきまして、昭和六十一年の一月一日から平成十四年十二月三十一日まで、それから平成十五年一月一日から平成二十年六月四日まで、そして平成二十年六月五日から現在までの件数についてお伺いしたいと思います。

○倉吉政府参考人 ただいま御指摘の件数と申しますのは、国籍法第三条、現行法による国籍取得届で婚姻要件のみ欠いているとして不受理となつた件数、こういう御趣旨であらうと思われま。

昭和六十一年一月一日から平成十四年十二月三十一日までの間で三件でございます。それから、平成十五年一月一日から平成二十年六月四日までの間が一件でございます。最高裁の判決が出た翌日、平成二十年六月五日から昨日までの間で把握しているこの従前の届け出とされている件数は百十二件でございます。

○大口委員 そこで、この法律が、まだ改正前においても、特に最高裁の判決がおりた前においても、従前の届け出において、法務局の戸籍窓口に

相談に行つた段階で戸籍が取得できないと言われ断念したり、あるいは届け出に行つたが父母の婚姻要件を欠いていたため受け付け手続が行われなかった方もいらっしゃるわけであります。附則第二条の対象とはならないわけであります。附則についてどうなのか、お伺いしたいと思います。

○倉吉政府参考人 委員御指摘のありました附則第二条の対象とならない方、こういう方は、結局従前の届け出をしていなかった方ということと一緒にになりますので、同じ扱いをすればいい。そういう人に対しては、平成十五年一月一日以後改正法施行日までの間に改正後の国籍法第三条一項の適用があつたとすれば、届け出による国籍取得が可能であつたということになりますので、これを対象としておりますのが附則第四条でございます。この第四条により、改正法の施行の日から三年以内は届け出により日本国籍を取得することができるということとなります。

○大口委員 今回の改正では、平成十五年以降に従前の届け出をしていた者及び最高裁判決の翌日以降に従前の届け出をしていた者が経過措置により国籍を取得する場合、その効果が届け出のときにさかのぼるとされております。

この遡及の理由、遡及のメリット、それから附則第五条の国籍を取得した者の子の国籍の取得の特例との関係についてお伺いします。

○倉吉政府参考人 まず、最初の遡及の理由でございますが、このように遡及させることとしていますのは、最高裁判所の判決が、遅くとも平成十五年当時には現行法第三条第一項が違憲状態にあつたといひまして、その後届け出をした者についてはその届け出時に日本国籍を取得したと判示したことによるものであります。この判決を受けて、違憲状態を解消するためには、平成十五年以降に届け出をした者については最高裁判決の訴訟当事者と同様に従前の届け出のときに日本国籍を取得するものとしないとバランスが悪い、そうする必要があります、こう考えたわけでございます。そこで、附則第二条第三項では、そのような

者は従前の届け出のときにさかのぼって日本国籍を取得するといったしました。

二番目に、遡及のメリットについてでございますが、近年では、日本に在留する外国人も日本国民と同様に社会保障を受けることができるようになってきているなど、日本国籍の有無が問題となる場面というのは相対的には少なくなっております。ただ、影響が大きいという意味では、さかのぼって国籍を取得する者について、従前の届け出のとき以降に子供が生まれていったという場合には、自分が日本人になるという効果が遡及します。その子供が本則の国籍法第二条第一号によりまして出生のときから日本人となる、こういうこととなります。この点が一番大きいと思います。

附則の第五条というのがございまして、平成十五年一月一日より前に従前の届け出をしていた者はさかのぼって国籍を取得することはないわけでありましたが、そういった者の子で従前の届け出の後に生まれたという者については、さかのぼって国籍を取得する者の子供との均衡上、新たに届け出による国籍取得の機会を与えるということにいたしました。

○大口委員 今回の附則第四条で従前の届け出を行っていない者でも、平成十五年以降に改正後の国籍法第三条一項の要件に該当したものである、改正法施行後三年以内に限り、法務大臣へ届けることにより日本の国籍を取得できるものとしているわけであります。

どのような者がこの措置の対象となるのか、わかりやすく説明していただきたいと思います。

○倉吉政府参考人 この附則四条の規定は若干細かく複雑になっておりますので、できるだけ砕いて説明をしたいと思います。

す。次のいずれの時点でも日本国民であるという条件が必要であるということでございます。これが三つございます。

第一に、子供が生まれたときにその認知をした方が日本人でなければいけません。第二に、これがちよつと細くなるんですが、平成十五年一月一日または認知の日のいずれか遅い日から改正法施行日の前日までの間のいずれかの時点で日本人でなければいけません。それから第三に、届け出のときに日本人でなければいけない。この三つの要件が必要ということにしております。

○大口委員 今聞いて、ぱつとわかった人は余りいないんじゃないかと思うんですね。こういう方が一番多いわけですので、届け出を従前にしていない方が、ですから、本当にこれはもうわかりやすく広報するということが非常に大事である、こういうふうなことを考えるわけですが、こういうものについてのいろいろパンフレットとか、本当にこの法改正に基づいて届け出をしたい、こういう方に対してやはり周知徹底をしていただかなきゃいけない、こう思うわけでございます。

それで、この改正法の施行に当たって、国籍取得の届け出は、外国在住の方もいらっしゃるわけですね、こういう方についてはやはり領事館を経由してできるということが一つ。それから、偽装認知には公正証書原本不実記載罪、それから今回新設された罰則規定に該当して重い罰則があること。それから、国籍によっては、届け出により日本国籍を取得したことで従前の国籍が自動的に失われる場合もあることなど、必要な情報の周知、広報について努めなければならない、こういうふうなことを考えております。

先ほどの附則第四条の説明も含めて、また、本当に同時に従前の国籍が自動的に失われるような場合も国籍によつてはあるわけでありまして、そういうことをどう国の内外に周知徹底させるかということが、本当に大事でございます。本当に外務省とも連携していただかなきゃいけませんし、あるいは総務省や、特に市区町村の窓口とも連携し

ていただかなきゃいけません。

そういうことで、この周知徹底ということについて、法務省の今後の取り組みについて、具体的にいろいろお話ししていただきたいと思えます。

○倉吉政府参考人 ただいま御指摘のとおり、今回の法案の内容について広く周知しなければならぬと思っております。

その中身については、ただいま委員の御指摘がございました、領事館経由でできるとか、それから偽装認知をしただけで罰則があるとか、それから届け出による日本国籍を取得したことで従前の国籍が自動的に失われることもありまして、そういったことを内容に含めることを予定しております。

具体的な方法でございますが、各法務局、地方法務局、それから地方自治体にポスターやリーフレットを配付する、あるいは法務省のホームページに掲載する、政府広報を利用する、もちろん在外公館にもこれをあまねく配るようになるということも考えております。

○大口委員 特に、重い罰則等があるということにつきましまして、これは偽装認知防止のためにもなります。本当にこういうことをやっても罰に合わないんだということを、どう知らせいくかということが非常に大事だと思うんですね。今簡単に答弁されましたけれども、そのことについても一度御答弁願いたいと思います。

○倉吉政府参考人 今御指摘のとおりでして、客観的な要件としては、婚姻という要件が要らなくなつた、国籍取得の届け出によつて取得する道がちよつと広がったということがあるわけですが、けれども、もちろんそれだけではございません。偽装認知ということが一番困るわけですから、そういうことをすればこういう罰則があります、先ほど来私の方で説明しております、三つの行為があつて、三つの犯罪の併合罪になりますよみたいなことを、それもあわせて正確に広報、周知してまいりたいと思っております。

○大口委員 最後の質問なんですが、日本人の父

が外国人の母との間で出生した子を認知する場合に、認知の要件を満たすことを証する書面の提出が求められるわけですね。特に外国人の母の本国が、例えば独身証明ですとか、あるいは身分関係の証明書とかの公的な証明を発行しない場合があるわけですね。こういう場合、法務局が市町村の戸籍窓口と連携して認知の要件の有無の判断を適切に行うということも、これは大事なことでございまして。この点について、具体的に今どのようにされているのか。

それから、やはりこの件についてはいろいろ市区町村の窓口からも問い合わせがあると思うんですね。そういうことについてどう対応しているのか、お伺いしたいと思います。

○倉吉政府参考人 認知の対象になるわけですから、もちろんその子供が嫡出でない子でなければならぬということになります。このためには、母親が外国人だということであれば、母親の本国の官権が発行した独身証明書といった書類を出していたら、こういうことになります。

今御指摘のように、この独身証明書の発行制度がないとか、こうした証明書を手に入れることができないということについてやむを得ない事情があるという場合もあるわけでございます。そういう場合には、その独身証明書をとれない理由や子が嫡出でない旨といったことを明らかにした申述書を出していただまして、そして、この認知届の受否を総合的に判断しているところでございまして。

それで、市町村の窓口でこれはどうなのかと迷うことがあります。迷うときは、管轄法務局に指示を求めることができますとされておまして、ただいまの御指摘も踏まえまして、法務局と市町村との連携を密にすることによつて認知要件の審査を適正に行つてまいりたいと思っております。

○大口委員 持ち時間が終了しましたので、以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

○山本委員長 次に、細川律夫君。

ます。

○細川委員 大臣にちよつとお聞きしますが、今民事局長の方から刑罰についての法定刑などの説明をいただきました。しかし、一般には刑罰が軽い、こういうことで、偽装認知が行われるのではないかと、こういうことで非常に心配をしておられる方がたくさんおられます。大臣としては、このような刑罰で大丈夫だというふうにお考えでしょうか。

○森國務大臣 私、今までの御質疑を通じて、もとより偽装認知の防止ということは法務省にとつても極めて大きな課題であるというふうに認識を共有しております。

刑罰が軽いのか重いのかについては、ちよつと私からコメントするようなことでなくて、大丈夫だというふうに申し上げるほかにいけません。けれども、今民事局長から御答弁しましたように、やはりそういう刑罰があるということをわかりやすく広く広報することも極めて重要でありますので、その点についても十分に督励をしたいと思います。

○細川委員 今、これまで聞いてまいりましたのは、偽装の認知が行われた場合の刑罰法規について尋ねてまいりました。しかし、刑罰で処罰をするということももちろん必要ではありますけれども、しかし、そういう偽装の認知を防止するためには、法務省あるいは市町村に届け出がなされるときに、そういう偽装の届け出がないようにしっかりと対応をしなければいけないというふうに思います。

そのことをどういうふうにやっていくのか、これが偽装の届け出を防止するために非常に大事だというふうに考えておられて、その点、どういふふうな方法で偽装の認知届あるいは国籍取得届などの防止をすることが考えられているか、詳しく御説明をお願いします。

○倉吉政府参考人 国籍取得届を受理する立場になります法務局におきましては、まず、これは当然のことではありますが、届け出人もしくは関係者

から子の出生に至る事情等を聴取いたしまして、その子供が認知したとされている男性の子であるかどうかということを確認するとともに、必要があれば、届け出人もしくは関係者等のお宅にも足を運んで、赴いて、事情を聴取するということをしようと思っております。

それからまた、父親が届け出人になっていない場合でありますも、父親に対して、法務局における調査について協力を求めるということを強く進めていきたいと思っております。

あわせて、認知の事実の有無について疑義が生じた場合には、関係機関と連絡を密にいたします。これはちよつとおかしいな、もうちよつと調べてもらった方がいいというときには、警察に情報を提供するということをいたします。さらにおかしいということになれば、届け書きまたはその添付書類及び届け出人等の供述についてさらなる確認を行う。

この間においては、入管当局それから警察当局との連携も密にしてやってまいりたいと思っておりますし、あらかじめ、事前にさまざまなおかしい動きがあるというふうな、あるいは先ほど来指摘のあります組織的な犯罪の動きがあるかというふうなことにについては、もちろん、それぞれの関係当局からも情報をいただきながら、こちらも怪しい戸籍の関係があるんだというのはず情報を提供する、こういう体制を整えていきたいと思っております。

○細川委員 これまで、刑事的な処罰の関係、刑法の関係で偽装認知を防止するというところ、それから届け出のときにいろいろな工夫をしながら偽装認知はさせない、こういう御説明がありました。刑事、民事、その両面ですっかり偽装認知がなされないようにやっていかねばならないと私も思いますし、そのことはしっかりお願いをしたいと思っております。

ただ、それでも法の網をくぐるというのか、悪いやからが偽装認知をする、こういうようなことが現実問題として起こってくるというようなことが

あれば、これはまたそこで厳しくそのときに対処していかなければいけないと私は思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○倉吉政府参考人 ただいまの御指摘は、今のような方法をとつてもさらに具体的な犯罪が起こつて、その抑止的効果がないと認められる場合ということをおっしゃっているんだと思います。

私も、万全の体制を整えて、今回の改正のために法務局が全力を挙げてこれに当たろうとしておりますので、そのような事態は起こらないという強い決意で臨んでいるところでございます。

○細川委員 それでは、大臣、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○森國務大臣 私、今のさまざまな方策を通じて、偽装認知という問題が起こらないように最大の努力をさせるように督励をいたします。

○細川委員 本日にこの改正案についてはさまざまな観点から議論がなされておまして、とりわけ偽装認知については非常に心配もあります。ぜひ大臣が先頭に立つて、決して偽装認知がされないように督励をしていただいて、この国籍法の改正案の趣旨が全うされるようにお願いをしたいというふうに思いますから、よろしくお願いいたします。

そこで、ちよつと改正案とは離れますけれども、国籍の一般についてお伺いをいたします。

国籍を決めるには、国際人権法上の制約はありますけれども、それぞれの国の権限、こういうことになっております。国籍の定め方には、これまでもいろいろな議論がありましたように、血統主義あるいは生地主義というのがあります。我が国は血統主義をとっております。ただ、アメリカあるいはカナダ、ブラジルなどは生地主義をとっております。元来、移民を多く受け入れるような国は多民族国家でありますので生地主義が一般に多い、我が国のように移民による混血が少なくないところは血統主義が多いというふうにされております。

そこで、国際化が急速に進みまして、国境の垣根がますます低くなつてきているのが現在でありまして、純粋な血統主義だけで本当にいいのかどうかということも、これもまた議論をしいかなければならない問題ではないかというふうに思います。

例えばイギリスでは、親が永住許可を得ていれば生まれた子供は国籍を取得できる、こういうことになっております。例えば、日本で生まれ日本で育つた外国人の夫婦の子供が、ずっと日本で暮らしたい、こういうような場合には、帰化以外にも国籍を取得できるような枠組みがあつてもいいのではないかと、こういうようなことも議論されているところでございます。今すぐどうのこうのことではないのですけれども、この辺も今後議論をすべきではないかというふうには私は考えるんですけれども、大臣はどのようにこの点についてはお考えでしょうか。

○森國務大臣 今細川委員から、帰化以外の届け出のそういう枠組みがあつてもいいのじやないかという御指摘があつたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、血統主義を原則として補充的に生地主義を採用しているという現状でございます。これは我が国の伝統や意識に基づくもので、現時点でも基本的に維持されるべきものと考えておりますが、もつとも、出生後に日本国籍を取得する方法として、届け出と帰化によるものが設けられております。

このうち、届け出による国籍取得は、ある者が我が国と特別な関係にある場合に、法務大臣への意思表示のみによつて簡易に日本国籍を取得することを認めようとするものでございます。一方、帰化については、法務大臣の許可により国籍を与える制度で、血統主義と直接的な関係はございません。

委員の御質問は、例えば日本国民の配偶者や日本国民の子など、我が国と特別な血縁または地縁関係を有する外国人については、純粋な血統主義によることなく、帰化以外の方法で国籍を取得で

きる余地はないかという御趣旨ではないかと思いますが、これらの方々については、一般的な外国人に必要とされる国籍法第五条の最低限の条件を一部緩和または免除した簡易帰化によって国籍を取得することができることとなっております。

したがって、そのような方について、特にこれ以上の、帰化以外の届け出の枠組みが必要とは現状では考えておりません。

○細川委員 こういう問題はやはり、今直ちにとりようなことでないんですけれども、私は検討していくべき問題ではないかというふうに思っております。

そこで、さらにお聞きをしますが、一方では、国籍法十二条というところに国籍留保制度が規定をされております。それによりまして、出生によつて日本の国籍を持ちながら外国でも国籍を取得したそういう日本の子供、こういうのは三カ月以内に、日本国籍を留保する、こういう届け出をしない限り、出生時にさかのぼって日本国籍を失う、こういうことに国籍法十二条ではなっております。そうすると、この十二条は生地主義的な扱いをしているというふうにも言えるわけでござい

ます。

そこで御質問いたしますけれども、今回の法改正では、生後認知であつても国籍を取得できるというようにしたのに対して、一方で、三カ月以内に留保しないと日本国籍を失う、こういうのは私はちよつとアンバランスではないか、バランスを欠くのではないかというふうに思います。

この点、血統主義を貫くということならば、とりあえず届け出なんかはしなくても留保の状態にするような配慮もやはり考えなければいけないと思ひますけれども、この点はいかがでしようか。

○森国務大臣 ただいまの御指摘でございますけれども、御承知のとおり、今もお話がありましたように、国籍法第十二条の規定により日本の国籍を失つた者で二十未満のものは、日本に住所を有するときは、国籍法第十七条第一項の規定により、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を

取得することができ

ます。

つまり、日本に住所を有するときということが要件になつておりますけれども、この国籍法第十七条第一項による国籍の再取得の制度は、留保の届け出をしなかつたことにより日本国籍を喪失した子が、未成年のうちに我が国に住所を定め、我が国との結合関係があることが明らかとなつた場合には、簡易に国籍を再取得できるものとするところが合理的であるとの趣旨で設けられたものであります。

これに対して、今回の国籍法第三条による国籍取得の制度は、出生後に日本国民である父親から認知されたことによつて初めて日本国民との親子関係が生じた子について、親子関係の発生によつて我が国との結合関係があることが明らかとなつたとして、日本国籍の取得を欲する場合には、届け出による国籍取得を認めるというものでござい

ます。

したがって、私も、委員のおっしゃる、若干そのところの整合性が欠けるんじゃないかということとは、正直申し上げて認識を共有するところもあるわけでござい

ますけれども、しかしながら、今回の法案は、国籍留保制度を前提とした国籍法第十七条第一項による国籍再取得とは制度趣旨が異なつて

いるものですので、国籍法第十二条の国籍留保制度と比べてそが生じているということではないというふう

に受けとめております。

○細川委員 この点はぜひ検討もしていただき

たいと思ひます。

時間が来ましたので、私の質問はこれで終わりたいと思ひますけれども、今回の国籍法の改正におきましては、先ほども申し上げましたように、偽装認知などが絶対に起こらないように、ぜひ大臣が強力に御指導いただいて、この法律の改正の趣旨が全うできるように、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 おはようございます。民主党の古本伸一郎でございます。

違憲判決を受けての法改正ということで、大変重たい事案でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

子たちの笑顔というものは、それに偽りは私はないと思ひます。そのいたいけな子たちの姿に偽りはないと思ひます。真正なる血統があるにもかかわらず日本国籍を取得できないという子たちがいるならば、これは救わなければなりません。他方、こうした子たちがいる一方で、私たち立法府としては、その他大勢の日本国民もいらつしやるわけで、その方々の利益も守らなければなりません。その意味で、違憲判決を受けての法改正でありますので、是非は論をまたない部分はあるわけ

であります。幾つか懸念する点を確認してまいりたいと思ひます。

まず、何が違憲であつたのかということですが、真正要件による国籍取得自体は否定はされてない。つまり、真正か非真正であるかという国籍を取得する要件そのものがよろしくなかつたわけであつて、真正によつて国籍を取得した子までが否定されているわけではない、これは正しいでしようか。

○倉吉政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○古本委員 そうであれば、婚姻を求めたという真正要件そのものが問題であつて、つまりは、要件緩和というやり方に対応する余地はなかつたのか。いかがでしようか。

○倉吉政府参考人 このもとの国籍法三条が立法された当時のことをお尋ねだと思ひますが、その当時におきましては、日本国との結びつきをどういうふうにして考えるのが合理的かという発想で規定が定められておりまして、父親と母親が婚姻しているときは、父親が日本人であるときはその子供は日本国との結びつきが強くなるだろう、それでそういう要件を課したということでございます。今回の最高裁判決におきまして、この規定が今日では違憲となつた。もつと正確に言いますと、この原告らが申し立てをした当時においては

違憲状態に遅くともあつたと言つてはおりますけれども、少なくともこの制定当時、昭和五十九年当時におきましてはこの規定は違憲ではないという判断がされてい

るところでござい

ます。

○古本委員 つまり、同じく血統主義をとつてきた英国でも、登録をしたり養子縁組をしたりとか、幾つかの条件を付与するという運用もあつたわけですね。日本は、父系血統主義でありましたのを、昭和五十九年に父母系の血統主義に変えたわけであり

指摘するのは最小限必要なことであります。これは、判例の射程距離であるとか、いろいろな場合に問題となります。こういう事実関係の事件についてこういう判断をしたのだということをきちつと説明しなければいけませんので、その前提として事実関係が挙げられている。

理論的な結論において住所があるということ、意識はされたということは正しいかもしれませんが、それが必須だと言っているわけではない、このように考えております。

○古本委員 意識はしたということを今、多分は認めたというふうに受けとめました。実は、国際情勢の変化というのを随分最高裁は酌み取ったというふうに受けとめているんです。

国際情勢の中で、児童の権利に関する条約七条、これは、児童は、出生のときから氏名を有する権利、国籍を取得する権利を有する、できる限り父母によって養育される権利を有すると書いてあるんですね。つまり、できればお父さん、お母さんと一緒に過ごした方がいいということを書いてあるわけですよ。

加えまして、児童の権利委員会の最終意見、二〇〇四年、これは日本に対して求められたわけでありましたが、委員会では、締約国に対し、日本で生まれた児童が無国籍にならぬよう、条約七条と適合させるべく国籍法、他を改正することを勧告する、こう来ているんですね。

ですから、どこで生まれたかという要素は法務省としても意識すべきであると思うんですが、いかがでしょうか。最高裁じゃないです、法務省としてどうですか。

○倉吉政府参考人 まず、先ほどの答弁で、申しわけありませんが、最高裁の判決が意識したというのを申し上げました。しかし、最高裁の判決について法務当局がこういうコメントをするというのはまことに出過ぎたことでありまして、お許しをいただいて、撤回させていただきたいと思っております。

その上で、今の点でございますが、法務省とし

て政策としてどうかという問いでございます。その点についてはさまざまな考え方があり得るところだろうと思いますが、今回は、最高裁で違憲と言われたということ、それから、そのほかの住所要件であるとか日本で生まれたという要件をつけることがどうかということ、補足意見を通じて賛成と反対の意見が争われている。こういう中で、最高裁の判決は、とにかくこのような嫡出子と非嫡出子の間で差異を設けることは差別に当たると判断をしているということから照らして、少なくとも住所要件というものを今回の法案においてつけるということは相当ではないと考えた次第であります。

○古本委員 では、何が違憲であつたかについてもう二、三お尋ねしたいんですが、最高裁は、判決文の抜粋ですが、「四 国籍法三条一項による国籍取得の区別の憲法適合性について」というくだりで、「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的な人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。」こう述べておられるんですね。

それぞれについて確認をしたいんですが、まず、憲法十四条にそもそも違反をしているということでありまして、法のものとの平等という概念でいけば、外国人にも基本的な人権は対応されている、こういう立場に立つのが憲法解釈の通説だということに理解をいたしております。昭和三十一年に、世界人権宣言によれば憲法十四条の趣旨は外国人に対しても類推される、こういう判決も出ておりますので、そう理解をしたかと思えます。その立場に立ちますと、恐らくこの基本的人権については既に保護されているんだらう。これは類推をいたします。

もう一つであります。公的給付金なんですね。これは報道等で大変御懸念の声も出ておるようでありまして、きょうは厚生労働省も来ていただいております。例えば卑近なところで生活保護、あるいは労災保険、あるいは失業保険、さらには

年金、さまざまな公的給付があるわけですが、日本人と外国人だからといって何らの差異があるんでしょうか。差別があるんでしょうか。

○坂本政府参考人 御指摘のありました各種の社会保障サービスにつきましては、制度によりまして違いはあるものの、総じて、適法に在留しており活動に制限を受けない外国人については、日本人と実質的に異なる取り扱いをいたしておりません。

○古本委員 例えば生活保護なんかですと、偽装の認知によつて日本国籍を取得し、生活保護をある意味かすめ取るといったような御懸念もあるんですが、そんなことというのはできるんですか。

○坂本政府参考人 生活保護につきましては、日本国民を対象にいたしておりますが、適法に国内に居住している実態がある者につきましては、それに準じた取り扱いとして対応しておりますのでございます。

○古本委員 つまり、このたびの法改正によつて新たに国籍を取得した子が、例えば本件の事案でいけばフィリピン人から日本人になったということによつて、従前と従後によつて生活保護に差異はない、これでいいでしょうか。

○坂本政府参考人 日本国籍を取得いたしますと、生活保護法の適用を受けるという形では……（古本委員「金額に差はないんですか」と呼ぶ）それは原則として差はないと考えております。

○古本委員 大臣、つまり、公的給付についてはまず差はないようなんです。

もう一つ、子たちの将来の就職や、あるいは参政権といった社会への参加という概念も大事なんです。まずは食育のことです。まずはこの日本で暮らしていく。今マニラにいらつしやるのかどうかかわりませんが、生きていくことの方が大事ですよ。

それから、教育ですね。きょうは文科省も来てもらっています。外国人だと教育が今受けられないんじゃないでしょうか。それとも、国籍を取得することによつて何か特別な義務教育が受けられるように

なるんでしょうか。

○前川政府参考人 外国人につきましては、外国人がその子供を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合には、国際人権規約等を踏まえまして、日本人の子供と同様に無償での受け入れを行っているところでございます。

○古本委員 つまり、教育も受けられるんですよ。ただ、就学通知ということで、一年生に上がるときに学校へ行きなさいという案内が親御さんに行かないかなんですけれども、これもよくよく聞けば、希望者への教育の機会提供ということ、案内はきちつとしているそうです。

ということで、公的給付、援助という意味では、法改正に伴つて特別に何か便益が提供されるという御懸念については当たらないという整理をまずしておきたいと思うんです。

実は、最高裁の言つた中で最後のこれが問題なんです。公的資格の付与なんです。まさにフィリピンのこのたびの原告の少女は、いたいけにも将来警察官になりたいと言っているんですね。つまりは、実は、日本人の父の真正なる血統を受け継いだ子が日本人になつてくれて、日本の警察官になつて警察行政に関与したい。もしそうであれば、これはあつぱれですよ。ところが、実は日本人じゃない人が成り済まして日本人になつて、警察官になつて、その人に逮捕された日には目も当てられません。

つまり、公的資格の付与というのは、最高裁が指摘した基本的人権の保障並びに公的給付を受ける上で重要な意味を持つという中で、実はこの公的資格というのが私は一番大事な話じゃなかろうかと思う。

その意味において、やはり何をもって差別というのかという議論に立ち返りながら少し整理しなければいけないのは、DNAの鑑定等々先ほど来先輩方から出ておりましたが、日本人同士の認知においてはDNA鑑定を求めていないのに、相手が外国人になつた途端になぜ求められるんだ、それこそ差別だ、これもごもっともなんです。よ

よく考えますと、民法上の父子関係を設定する
認知、つまりは、いわゆる嫡出でない子の認知の
仕組みは国籍発生に伴う話ではないんです。他
方、本件は認知に伴って国籍が得られるんです。
この事柄において似て非なる認知だと思うん
で、いかがでしょうか。

○倉吉政府参考人 実は認知というのは、親子関
係をおまえがおれの子供だということをする意
思表示、それを届け出ることです。日本
の法制では、それによって父子関係が発生する
としているだけでありまして、それと今回の国籍
取得届について、別の認知をするわけではありま
せん。同じ認知。認知がまずあって、それについ
て、両親が結婚をしていなくても、認知をしてい
れば、日本人の血統の子なんだから、届け出に
よって国籍取得を認めることにしようというのが
最高裁の判断でございまして、似て非なる認知と
いう言い方はちよつとずれている、失礼ですが、
ちよつとそんな感じがいたします。

○古本委員 では局長、言いかえますと、先ほど
来DNAの鑑定の話も出ておったように記憶しま
すが、これをやる気はありますか。

○倉吉政府参考人 DNAの鑑定については、先
ほど来御答弁申し上げているとおりでありまし
て、さまざまな問題があるので、これを採用する
のは適当ではないと考えております。

もう一度繰り返しましょうか、その中身を。
(古本委員「理由は」と呼ぶ)

理由は、まず、このDNA鑑定を持ち込むとい
うことは、基本的に認知という届け出行為だけで
父子関係を設定せよとしている民法の親子関
係の全体の法体系に影響を及ぼす。DNAであ
れば今まで親子だと言われていた人を簡単にひつ
くり返せるんだ、こういう風潮になっては困る
というのが一つございます。

それから、あとは具体的な問題でございま
すけれども、DNAでやるということになりまし
ても、これは認知届を受け付ける市区町村とか、そ
れから国籍取得届を受け付ける法務局がやること

でございまして。そうすると、DNAと簡単に申し
ますけれども、それは、検体が間違いない父と子
とされている人からとられているのか、そういう
ことが判断はできない、その他さまざまな事柄で
ございまして。

○古本委員 今重要なことを言っていただ
け。現在認知されている父子関係をひっくり返
すことになるかもしれないということだつたんで
すが、今、我が国における認知は、認知の際にD
NAなんて求めていませんよ。届け出ればいいわ
けですね。つまり、それは何かというと、例えば
前夫の子というのですか、連れ子という言い方が
正しいかどうかは、済みません、不適切なら訂正
しますが、その子を好意的に認知してきたとい
う歴史的背景もあるわけでしょう。

そういうことについては、実は実子でないに
もかわらず、その子は新しいお父さんにある意
味認知してもらうことによって経済的背景も強
化される等々の中で、実は日本の父子関係にお
いてのこの認知は、極めてその部分については好
意的な認知があるということで、好意的な認知に
関しては、いわば偽装認知があつてもそれは寛容
してきたという背景があるんじゃないのですか。そ
のことを指摘しているんですよ。局長もわかつて
いるでしょう。

そういう認知と、今回の認知は国籍という大
いなるおまけがついてくるんです。これはおまけ
じゃない、本質ですね。領土であり、国民という
のは、我が国にとつての骨格です。その国籍とい
うものが、このたびの認知により付随してくるん
ですね。だからこの認知は違うんじゃないですか
と言っているんですよ。それをずれているとは、
あなた、失敬だ。

○倉吉政府参考人 ただいま聞いておりまして、
御趣旨がよくわかりました。先ほどの発言は撤回
させていただきたいと思いますが、要するに、ま
ず虚偽の認知であるという前提に立つて、これま
でもすればやられがちであった、養子縁組に近
いような、ただ自分の子供にしたいということ

で、本当は自分の子供じゃないんだけど、わ
かつていて認知をする、それを周りの家族も容認
して一緒に育てる、そういうことと、違法に国籍
を取ってやろう、親子関係がないんだけど国籍
を取ってやろうという意図で虚偽の認知を偽装
する、これはもちろん動機が全然違いますので、
違うということは御指摘のとおりでございませ
う。

○古本委員 つまりは、こうした認知の違いとい
うのは、今民事局長をして御理解をいただけたの
は大変光栄に存じますけれども、やはり本件の本
質だと思ふんですね。ですから、今後の運用で、
さまざまな真贋の確認についてはぜひ遺漏なきを
図っていただくということを強く念を押しておき
たいと思いますが、あわせて、きょうは内閣府の
増原副大臣もいらつしやつておりまして、ぜひお
尋ねしたい事柄がございまして。

実は、本件の議論は、大臣が冒頭趣旨説明をし
ていただいた文章の最初の一行目に、国籍行政と
いう言葉でおつしやつておられるんですね。つま
り、国籍行政とは何かという話なんです。これ
は、この範囲を新たに広げることになるのか。今
潜在的に権利を留保していた人の権利が行使でき
るだけであつて、範囲が広がる話なのかどうなの
か、このことについて少し議論してみたいと思
うんです。

まず、今回の法改正によって範囲は広がるん
でしょう、民事局長。

○倉吉政府参考人 現実に国籍行政の対象、射程
範囲になつてくる人がふえるのかという意味だと
すれば、多くの方は、このような、父親に認知を
されたというだけ、両親が結婚していないという
人は、若干時間がかかります、それなりの審査を
いたしますので時間がかかりますが、これまで簡
易帰化によって日本国籍を取得する道を選んでい
たのではないかな、これはただ推測でございま
す、と思われまして。

そのように、多くの人がそうだったとすれば、
そういう人たちが、今度は簡易帰化の申請をする
までもなく、届け出で国籍を取得することができ

ることになるだけなので、それほど変わらないの
かなという気はいたします。

ただ、今回の改正によりまして、外国で生活し
ている方が在外公館に対して届け出だけでできる
ということになります。日本の簡易帰化の要件と
いうのは、少なくとも日本に何年か住んでいる
か、住所要件だったかが必要ですので、そこは変
わる、その意味ではふえるということになると思
います。

○古本委員 恐らくふえるんですね。だから、範
囲は広がったというふうには私は受けとめます。

他方、きょう与党の先生にもわかに動きが、い
ろいろとやつておられるようではありますが、実
はこれは法制審にも諮っていないんです。例え
ば、御党の中でも移民政策を唱える大家もおられ
るというふうに向つておられて、いや、日本は
血統主義ですけれども生地主義に切りかえるん
だ、来るもの拒まず、ただでさえ少子化なんだか
ら、手を打っていくという意味では、この際日本
人になつていただけるなんてありがたいことだと
いう発想に転換したんだというならまだわかりや
すいんですよ。

つまり、議論の中で、国籍行政とおつしやるか
らには、移民政策についての議論があつたのかど
うか。少子化対策という観点から、いかがでしょ
うか。

○増原副大臣 ただいま御指摘の点であります
が、平成十六年に閣議決定いたしております少子
化社会対策大綱、これにつきましては、特に移民
政策といったようなものは入れておりませんで、
四点言っておりますが、若者の自立とたくましく
子育て、あるいは仕事と家庭の両立支援と働き方
の問題とか入れておられて、いわゆる移民政策
については入れておりません。

○古本委員 つまり、国籍行政といながら、実
は生地主義か血統主義かというのは、これは根幹
の話なんです。最高裁に言われたから慌てて
やつたという感が否めないんですよ。
ですから、きょう論点惹起がまだし切れな

が山とありますけれども、その意味では、本当にこの後、終局、採決ということはまことにもって何ともしがたいものを感じますけれども、もう一点、ぜひ聞いておきたいんです。

そういつた上で、どこで生まれたかというのに加えまして、一緒に住んでいるかどうかというのは物すごく大事だと思うんですね。実は今回、違憲だというふうな、○五年の四月、断罪された東京地裁をもってして、家族としての共同生活が認められない場合、違法と断ずる根拠はないと言っているんですね。つまり、やはり一緒に住んでいるかどうかというのは今後とも大事な観点になると思うんですが、これは重視されますか、されませんか、それだけ。

○倉吉政府参考人 実は、一緒に住んでいるとか、日本に住んでいるとか、そういう要件を新たにつけ加えるということは逆に新たな差別を生むことにならないか。それであれば、嫡出子の、準正によつてこれまでそういう要件もなしに届け出でできた方にも同じ要件を課さなければならなくなる。そうすると、今までそんな要件がなくても届け出でできたのに、何でこんな新しい要件がつけ加わるんだという不合理さが加わるということ、そのような新しい要件をつけ加えるということには消極の見解を持っております。

○古本委員 あと、加えて、いつから違憲状態になったのかという論点も実は残っているんですね。違憲状態がいつになったか。最高裁は、昭和五十九年の法改正のときには準正要件は合理的だったとおっしゃっているんですね。その後、平成十五年ごろには、準正と非準正の区別が違憲になったとおっしゃっておられます。途中、平成七年に、民法九百条の四号ただし書きの問題、つまり嫡出か非嫡出かの差別について、これはその後にも累次にわたって議論があるようでありますが、これは合憲だとおっしゃっているんですね。直近ですと、事前に事務方から聞き出たが、平成十四年にも合憲だと類推される判断が出ている。そうしますと、ピンポイントで、平成十五年の一体

いつから違憲になったんだという話になるんですね。

きょう厚労省に来てもらっていますけれども、人口統計から言えることで、そんなに劇的な変化があったのかという話も実はあるんですね。昭和六十年当時の非嫡出割合というのは一％でした。そして、違憲だと言われた十五年が、一・九％なんです。つまり、このコンマ九％が、この立法院をしてつくった法律が憲法に反していると断罪されるに足る違憲状態になったのかどうかという、これは統計的な分析も要するんですよ。

もう時間があります。だから、課題の提起だけさせていただきます。さらに、救われる子の数ということも多分あると思うんですが、これは必ずしも、何人ぐらいい救われると思いますか。それによつて法務局の体制やら、入管体制やら、警察当局の動きやら、いろいろなことが変わってきますよ。これは必ずしも、何人救われるともくろんでおられますか。

○倉吉政府参考人 実は、ちよつと限られた範囲でサンプル調査をいたしました。本件の、両親は結婚していないだけども認知された、日本人の父親に認知されて、外国人の母親だ、そういう人がどれくらいいるのかというのをちよつと類推いたしました。サンプル調査なので正確とはとても言えませんが、その結果では、六百人以上という結論がたしか出ていたかのように記憶しております。

○古本委員 他方、報道によれば、フィリピン人と日本人の間の子をジャビーノというそうなんです。この子たちが今五万人控えておるといふうに聞きますね。五万人と聞いたら、ちよつとした町ですよ。全員が仮に日本国籍を取るといふことになれば、大変な潜在母数はあると思いますね。

ですから、きょう、法務当局が登記所でどういう面談をしていくのか等の実務には全く入れなかったのが本当に残念でありませんが、ぜひさまざまな面談を通じて体制を整えていただきたいと

いうことを申し上げ、ちよつと幾つか論点を整理して終わりたいと思うんです。

まず、政治として、大臣、国籍行政とおっしゃる限りは、やはり大局観は政府として求められると思います。

それから、違憲判決を受けたということではあれ、準正か非準正かというその要件の差別が問題だと言われただけであつて、実は胎児認知の問題には入っていないんですね。子は親が結婚しているかどうか選べませんけれども、お母さんのおなかからいつ出てきたか選べないんですよ。実は、この胎児認知についての差別については、差別的扱いとあえて言つていいでしょう、触れていないんですよ。これは非常にインバランスを感じます。その意味で、今回の準正の要件については、運用で改正できたんじゃないかという懸念は残りますね。

さらに、認知の父子関係については、民事局長をして理解していただけたので、差はあるんだろうというところで留飲は下がりましたけれども、とはいへ、国籍取得に伴います大変大きな話でありますので、血統主義を我が国が維持するためのコストとしてさまざまなことを今後やつていかなきゃいけない、こう思うわけですね。

さらに、日本とのつながりという意味でいうならば、さりとて、国際機関も言っていますよ。お父さん、お母さんと子は住んだ方が幸せだと書いてあるんですよ。その居住要件というのは、やはりしっかりと確認すべきですよ。重視しないというお話がありましたけれども、これはまことに残念です。

それから、重要な法的な地位という意味では、この子が将来警察官になりたいというのは、ある意味あつぱれですよ。だけれども、そうじゃない人が、真正なる血統を有さない人が、将来我が国の警察官になろうとしている人が仮にいたならば、これはもう本末転倒、何とかしなければなりません。

それから、違憲状態も、はつきり言つて、平成

十五年の一体いつからなんだというのははっきりしません。これは積み残されたままです。

それから、偽装認知、偽装結婚の話なんですけれども、真正な血統を持っている今回の原告団のような方の名譽を守るためにも、その真贋の確認は、逆にその方々の名譽のためにもしつかりやつた方がいいと思います。

最後に一言だけ、大臣、言わせてください。真正なる血統を持つておられた子の幸せと、その他の大勢いる善良なる日本人の利益を考えたならば、私は、その子たちの血統が真正であるならば、その重みは全く一にするものだと思います。その意味において、この後の議論、慎重審議ということでありまして、この後の場合の結末を迎えようとも、真正なる血統であるかどうかの確認に向けて全力を挙げるということを今誓つてください。よろしくお願いします。

○森国務大臣 大変に示唆に富む、また独特な興味深い切り口での御議論をいただきまして、大変に参考になりました。

本日の御審議は、ぜひ速やかな御可決をお願いしたいと思っております。しかしながら、今委員がおつしやられた移民政策あるいは難民政策、広い範囲で、やはりそういった大局観を持たなきゃいけないということを感じております。そういう意味において、本日の御議論を参考にさせていただいて、今後とも真摯に取り組んでいきたいと思ひます。

血統主義の点については、今委員の御指摘は私も認識を共有するものでありまして、その方向でもつて努力をいたしますことをここで約束したいと思います。

○古本委員 ありがとうございます。終わります。

○山本委員長 次に、石関貴史君。

○石関委員 民主党の石関貴史です。

今、同僚の古本委員からの質問にもありましたけれども、だれが国民なのかということ、私は何人なのかというのは、ある意味、言語と同じよう

に、国家とそれから国民や個人の根幹にかかわることですので、これはやはり大変な重要法案だというふうに私は認識をしております。

古本委員おっしゃったように、もう少し慎重に、時間もとりつやつやしてもらいたいというのが私の気持ちではございますが、とはいえ、稲田委員初め、さまざまな疑問や質疑がなされてまいりました。法改正がされるということを前提にすれば、ぜひ、大口委員もおっしゃっていましたけれども、虚偽の届け出をするとか、そういうことは本当に割に合わない、この審議の内容も含めて、かみ砕いてわかりやすいように、しっかりと周知もしていただくことが大事だというふうに、今までの質疑を聞いていて強く思いました。

さて、少し違った観点から、この法案の関連で質問を申し上げたいと思います。

稲田委員が二十センチぐらいというふうにおっしゃっていましたけれども、法務委員の皆さんのところと同じようにいろいろな陳情、御意見が来ているんだというふうに思いますが、私のところにも、この法案に反対する趣旨のファクスとか、電話も直接ありますし、電子メール、それからファクスについては数百枚も来ているので、委員の皆さんのところへ同じように来ているのかなというふうに思っております。

大変重要な御指摘ももちろんこのファクスや陳情、御意見の中にありますので、これはこれでありがたいことだなというふうにも思う一方で、法案に関係のないほかの業務のファクスなどがそれに紛れたりということにもなっておりますので、そういう意味では、これは大変な、尋常でない事態かなというふうにも思っています。

先ほど申し上げたように、これは大変重要な法案ではあるのですが、同じように重要法案として審議をされてきました例えは共謀罪の審議の中で、私、この委員会に所属をしておりましたが、こういうことはありませんでした。私、まだ一期生ですので、そんなに長く衆議院にいるわけでは

ありませんが、こういう陳情の仕方というのは余りなかったのではないかなというふうに思います。

法務省としては、大量のファクスで御意見が委員のところに来ていたとか、役所の方にも来ているかと思うのですが、こういう事実は承知をされておられますか。

〔委員長退席、桜井委員長代理着席〕
○倉吉政府参考人 ただいま御指摘のありました、国会議員の皆様のところへ改正法案に反対する趣旨の電話やファクス、メール等が相当数寄せられているということはいろいろお聞きしております、承知しております。同様のものは法務省にも寄せられているところでございます。

○石関委員 これは本当に全国各地から御意見が寄せられているのですが、何か組織的な背景というものがあのか、あるいは何々団体という名称のある団体を中心になって反対活動をされているのか。これについては、どのように承知されていますか。

例えば、いろいろな法案ですとか陳情事というのは、何とか団体の方がおいでになったりとか、あるいは私どもの方でお伺いをして、その役員の方とか会長さんからお話を聞くというのが通常というか、よくあるスタイルだと思いますが、これは全く違いますので、そういった背景に何らかの団体とか、こういうものがあるのかどうか、把握をされていきますか。

○倉吉政府参考人 インターネットによつてこの国籍法案に反対しようという呼びかけがあった、どうもそれが最初だったという情報は得ております。その限度で情報として把握しておりますが、これについて、何か組織的な背景があるのかどうかとか、それから、あるかどうかは別として、どのような団体が反対しているのか、こういうことについては把握しておりません。

○石関委員 大変貴重な、もつともな御指摘もそれぞれの意見からいただいておりますので、この意見表明自体がいいとか悪いとか、私はそういうことを申し上げているのではないのですが、私の

ところについては今までになかった御意見の表明の仕方でありますので、実際そういうふうに書かれている方もいるのです。我々の世代はこういう意見表明の仕方があるんだということをおっしゃって、ファクスに書かれている紙もありました。

今後も、こういった形でネット上での反対活動とか、こういうものが起こってくるという可能性がますます高まっているのではないかなというふうに思いますが、今回の法案については、法務省のホームページではどのような説明をされているのか、またコメントを求めるようなことというのはされているのでしょうか。

○倉吉政府参考人 まず、ホームページでございしますが、現在、法務省のホームページにおきましては、一度ごらんになった方は御承知かと思うのですが、「所管法令」「国会提出法案など」というところがございします。ここをクリックいたしますと「国会提出法案など」というのが出てきて、さらにクリックすると「国会提出主要法案第七十回国会（臨時会）」というページが出てまいります。そのページの中で、今回御提出しております法律案要綱、法律案、理由、そして新旧対照条文について紹介している。ホームページでは、現在はその限度でございします。

ただいま、もう一つ、コメントですか。今いろいろな御意見が出ている、そのことについてのコメント……（石関委員）ではなくて、ホームページ上で、この法案について特に御意見紹介等をしていきますか（と呼ぶ）それは、幾つかは来ているかも知れませんが、私、ホームページ上では十分に把握しております。

○石関委員 特に、例えばこの法案についてコメントを求めるようなことをしているのかということとでございします。最高裁の判決が出てから随分短時間までここに至ったということばさつき古本委員も指摘したところでありますので、皆さんからの御意見を求めるようなことは、この法案について

されているのかということですが、

○倉吉政府参考人 失礼いたしました。質問を誤解いたしました。

コメントを求めるようなことはしておりませんが、

○石関委員 していないということなんです、それも、あるいは、こういうまた違った手法でそれぞれのところにも来ているというのがあるのかなというふうに思っています。

ただ、今後も、これに限らず、いろいろな法案について、こういう手法で、特にネットを通じて賛否の運動が展開されるというようなことも、ますます機会がふえていくのではないかなというふうに思うのですが、こういった状況に、大臣としても、あるいは役所としても、どのように対応されていくのかということについて、大臣のお考えをお尋ねしたいと思います。

○森国務大臣 こうした法案についての一般の方々の意見表明がインターネットを通じて行われるというののは、法務省、法務委員会の法案だけじゃなくて、これからすべての案件について予想されるというふうに思います。

しかしながら、審議は国会において行われるべきものですから、それは粛々として委員会なり本会議なりの場で行われるべきものと考えますけれども、別にインターネット上でいろいろな意見表明がされることは妨げられるものじゃないと思うのです。

ただ、このたびのようなファクスの雨あられのように送られてくる手法というのは、相手の迷惑を顧みず、そういうやり方でもって、しかも来たものが、私は一々見ておりませんが、私のスタッフに言わせると、内容はほとんど同じだ、かつ手書きで書いたものも内容は同じだというふうなことで、こういった手法はやはり余り芳しくない、それは他の業務の妨げにもなりますし、紙ももつたない。

ですから、やはりこういう手法をおとりになる方は、余り好ましからざる人物だというふうに私は思います。

○石関委員 これは御意見を下さっているわけですから、なかなか私もそうですわと言うつもりはございませんで、ただ、こういった手法で御意見を表明される方がふえていくということが十分予想されますので、それに対応する工夫はやはり必要ではないかというふうに思います。真摯に御意見はいただきながら、審議は審議でやる。いかがですか、もう一回。

○森國務大臣 恐らく、かなり皆様方が、私も含めて、これによってこの数日間のいろいろな他の業務に差しさわりが出たとか、そういう意味で、やはり相手の迷惑を考慮してもらいたいということをお願いしたかったわけでございまして、若干行き過ぎがあったことは撤回をさせていただきます。

○石関委員 はい、わかりました。これについては、これぐらいにしたいと思います。

ちよつと具体的な、この国籍問題の実態といえますか、先ほどサンプル調査で六百人ということがあったんですが、私の理解では、これは認知をされている方々なのかというふうに理解をしたんです。報道等によると、これは推しはかるしかないんですが、同じような問題を、国籍問題ですね、抱えている子供の数とか、さつきフィリピンの子供の例が古本委員からも出されましたけれども、国内と海外を入ると、これは想像するしかないんですが、どれぐらいの数になるというふうに想定をされているんでしょうか。数万というふうに報道している紙面もございますけれども、いかがですか。

○倉吉政府参考人 日本国民である父と外国人母との間に生まれて、生まれた後に父から認知された子というのが今現在どれくらいいるかということについては、私も承知しておりません。これは何万とか、いろいろな推計を使っているんだと思うんですが、その根拠がいま一つよくわかりませんので、わかりません。

ただ、先ほど私、前の古本議員に対してお答えいたしました。あのときは記憶だけでお答えした

んですが、今ちよつと資料が出てまいりましたので、それを御紹介したいと思ひます。

本年六月以降、日本人男性が外国人である二十未満の子を認知した旨の届け出がされた件数を調査したわけでございますが、その調査したものから年間の件数を推計し、年間の準正による国籍取得者数を引き算する、そうすると残りがそれになるということで、そういう推計をいたしました。その結果、対象者は年間六百名から七百名くらいいるようだと推定されます。

○石関委員 今、推計でそのぐらいの数だということなんですが、同様の事情を抱えた子供さんとかお母さんからの最高裁の判決が出てからの問い合わせというのは実際来ていますか。来ているとすれば、何件ぐらい来ているか。

○倉吉政府参考人 問い合わせは、それほど多い件数ではないようでありましても、来ております。

○石関委員 数もなかなかわからないということでありまして、改正されたとすれば、可決されるのであれば、やはりしつかりこれは考えていかなければならないことになると思ひます。

もう一つ、出入国の記録についても場合によつては調べることであると思ひますけれども、ちよつと入管行政について、以前に通告をしていて少し積み残しになっておりました、出入国の自動化ゲートについてお尋ねをしたいと思ひます。

時間もないので端的にお答えいただきたいと思ひますが、ビジネスマンで、海外によく行かれる、中国と取引なんかする友人や知人がいるんですけれども、自動化ゲートが導入されたときに私はこの法務委員会にいたんですけれども、今度こういうのが導入されますよという話をしていたら、たびたびその自動化ゲートが作動していないのを見た、何なんだということを言われましたので、お尋ねをしております。

まず、この自動化ゲートというのが、時間がないので端的にお答えいただきたいんですが、どう

いうもので、それから何台設置をされていて、幾らかかっているのかということと、これまでの稼働日数、休止日数、利用者数について教えてください。

○西川政府参考人 お答えいたします。

まず、自動化ゲートというのは、あらかじめ利用希望者登録を行った日本人または一定の要件を満たす外国人の出入国者について、出入国審査の待ち時間の短縮等負担軽減を目的として、入国審査官から出帰国の証印や上陸許可証印を受けることなく、ゲートを通過することによって出入国手続を完了するというものでございます。

これは、円滑かつ迅速な出入国審査の実現ということで、一昨年の入管法の改正を行ひまして、昨年の十一月二十日から成田国際空港の一部に合計八台、日本人用四台、外国人用四台が設置をされております。

現在までの利用状況でございますが、同日から本年十月末までの間に合計四万八千人の方に登録をいただいている。その内訳は、日本人約三万五千人、それから外国人約一万三千人ということでございます。合計約十七万回の出入国に利用されているというのが状況でございます。

それから、稼働状況でございますが、導入当初、昨年の十二月に十日間、それから本年十月に五日間、十五日間、実は作動の不良というのが生じました。その間使用できなかつたという状況が生じましたが、現在はすべて直つておりまして、正常に稼働しております。

それから、問題点といたしましては、現在は成田国際空港の一部に設置されているだけでございまして、今後、成田国際空港に増設がされるほか、中部国際空港、関西国際空港にも設置されるということが決まっております。

今後、自動化ゲートを御利用いただくことによって一層円滑化が図られるよう努力をしてまいりたいと……(石関委員「幾ら、幾ら」と呼ぶ失礼いたしました。

平成十九年度予算における機器の借料、電気

料、据えつけ調整のための費用、すべてで一千二百万円、それから二十年度予算における機器の借料及び電気料として一千七百二十九万円、これが措置されているということでございます。

以上でございます。

(桜井委員長代理退席、委員長着席)

○石関委員 これは高価なものですから、そうやってまたふやしていくのであれば、効率的にしっかりと稼働するように、また利用者をふやすように頑張ってください。

次に、個別の事件のことをお尋ねいたしますが、地元の群馬県太田市の公園で二〇〇一年に木村さんという日本人の方が刺殺をされた事件、これについてお尋ねをいたします。

犯人とされる被疑者がペルーの方で、ペルーに帰つてしまつたということで、ペルーに帰国後に殺人容疑でこの方は国際手配をされた。ペルー人の元建設作業員のモイセス容疑者であります。警察庁は、私、こゝでたびたび質問させていただいてありますが、ペルーの捜査当局にいわゆる代理処罰を求める方向で協議を進めてきたということと答弁をいただいております。

逃げ得を許さず厳正な処罰を求めるべきというふうに警察庁の方もしつかりとおっしゃつてくれているわけですが、前回質問を申し上げたのが十九年二月二十一日、ことしの二月二十一日でありますので、それから随分な日数がたつておりますが、その後の進捗についてお尋ねをします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

政府としては、不処罰は許さないとこの観点から、ペルー人逃亡犯罪人の問題を重要課題と認識しており、国外犯処罰規定の適用に関し、ペルー政府と鋭意協議を行つてきております。

委員御指摘の件に関しましても、ペルー国内法による国外犯処罰規定の適用を目指し、ペルー当局と鋭意調整を行つてきております。

個別具体的な進捗状況については、犯罪捜査に影響がありますので、現時点で公表することは差し控えていただきますが、ペルー側の協力を

得て着実に進展しているところでございます。

○石関委員 私、さつきことしと言いましたけれども、十九年だから、去年質問しているんですけど、もう二年近くたつわけですよ。着実というのは、どういうふうに着実に進んでいるんですか。いつになったらこれは解決しそうですね。全然わけがわからないですよ。何年待ったに進むんですか。

○佐藤政府参考人 我々としては、ペルーの政府それから司法当局と鋭意協議をしております、それなりの進展は見られているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、捜査にかかわることでございますので、具体的にここまで進展しているということは申し上げられませんが、事実の問題として、着実に進展しておりますことをここに申し上げたいと思います。

○石関委員 それは全然わからないですね。捜査に關係ないですよ。

では、例えば何回、向こうの外務省からペルーの当局に働きかけをして協議を持っているんですか、この二年近くの間で。

○佐藤政府参考人 具体的に何回ということは申し上げられませんが、さまざまな機会にこの件については協議をしております。

○石関委員 さまざまというものは、全然わけがわからないですよ。鋭意とか着実にと言つて、着実とか鋭意がわかるものを何か教えてください。

○佐藤政府参考人 手元にございます資料によりますと、一年間の間に十回から十五回ぐらい先方と協議をし議論をしてきております。

○石関委員 最初からそう言えばいいじゃないですか。着実とか鋭意とか、役人のよく使う言葉ですけれども、わけがわからないですよ。

遺族とか関係者にとつてみれば、どうなっているんだと。ちゃんとこれは処置してくれるんだらうという期待を持って待っているわけですから、進捗ぐらいいは具体的に教えてもらわないと。頑張っているんだな、もっと頑張つてくだ

さいという気にさせるかどうかというのも大事ですよ。広報する内容じやありませんけれども、そうやって十回も何回もやっているんだつたら、そういうふうに言えばいいじゃないですか。

だから、今後もそういうつもりで、しかし、解決と処置に向けてしっかりとやつてください。応援いたしますので、よろしく願います。

○山本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。

この最高裁判決が出た後、法務委員会で、政府が立法するのか議員が立法するのかまだわからない段階でも議論すべきだつたと思ひますし、午前中だけということでは、いろいろな意見が消化不良で出るような中で審議するのは、私としても、本当に徹底的にやるべきだという意見は申し上げておきます。それを言った上で、森大臣にお話を聞いていきたいと思ひます。

私は実は、六月四日の最高裁判決はやはり画期的な判決だつたというふうに思つています。鳩山法務大臣は翌日の参議院で、ありとあらゆる意味で衝撃であつた、国籍法第三条が憲法違反だとされたことについては、これを厳粛に受けとめなければならぬ、こういうふうに応答されているんですね。恐らく、森大臣も認識は変わらないものと考えるわけなんです。さらに、鳩山大臣はその参議院の委員会で踏み込んで、親の事情で子供が強い影響を受ける、罪のないお子さんが親の事情によつて不利益をこうむる、あるいは立場が不明確になるといふことのないよう、これは戸籍、国籍を扱う法務省として基本の精神として持つていなければならぬ、こう言われているんですね。

この認識も同じでしょうか。

○森国務大臣 同じです。

○保坂委員 八四年改正、これは私の先輩である上井たか子議員がずっと、女子差別撤廃条約を受けて国籍法の改正にかつて取り組んだという話を何度か聞いてきた経験がありまして、「父が」と

いうところを「父又は母が」と、要するに、父系の血統優先主義から、父母両系主義ですか、父も母もということに変えるに当たつて相当大変な議論があつたというふうに聞いています。

今回の最高裁判決は、三条一項に記されている婚姻を要件として国籍を取得するという規定は憲法十四条が定めている法のものと平等に反すると判示したということだと思ひます。

ここで法務大臣に伺いますが、今回の最高裁判決は、子供の人権にかかわる国際条約を我が国が幾つか批准してきた、これが背景にあると言われている。かかる条約とはどの条約なのか、その条約のどの部分を指しているかと法務大臣としてとらえているのか、これを答えていただきたいと思ひます。

○森国務大臣 市民的及び政治的権利に関する国際規約、いわゆるB規約及び児童の権利に関する条約というふうに考えております。

○保坂委員 そのいずれも、どの部分についてなんでしょうか。

○森国務大臣 まず、先ほど申し上げた市民的及び政治的権利に関する国際規約、B規約第二十四条、「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置について権利を有する。」それから「すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。」「三、すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」です。

○保坂委員 ありがとうございます。

その後批准された子どもの権利条約、児童の権利条約では、今言われたことと非常に重なりますが、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を締約国は尊重しなければならぬと言つた上で、「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、」とあります。ま

た、世界人権宣言は、すべての者は国籍に関する権利を有する、こうあるんですね。

ここでちよつと法務大臣に伺いたいんですが、国籍というのは、その国の政府がその自国民を、どういふ人が自国民だというふうな国内的に決定する、いわゆる国内事項であるわけですから、他方において、こういった国際人権上の議論は、やはり子供の権利としてのその国籍ということをやつたつてきているように思ふんですが、その点の認識はいかがですか。

○森国務大臣 この最高裁判決については、国籍法三条一項が憲法に適合する内容となるよう、補足意見等についても検討した上で、届け出による国籍取得の要件を削除することを内容とした改正法案を国会に提出したものでございまして、委員が言及されておりますいわゆるB規約等については、確かに言及はされておりますけれども、国籍法第三条第一項の規定がこれらの条約に反しているとの判断が示されたものとは受けとめておりません。なお、その前提で、私は、やはり子供の権利というか子供の立場で考えた改正であるということとは間違いないというふうに思ひます。

○保坂委員 では、民事局長、これはそもそも論になりますが、国籍というのは権利なんではないですか、それとも国による恩恵なんですか。大きく整理するとうなりませんか。

○倉吉政府参考人 恩恵というのはちよつと違うと思ひますが、国家の構成員たる資格でございします。ですから、その国家の人民、国家に帰属する人民というのがだれになるのかということを決する資格、これが国籍でございします。そして、その国籍があることによつて、さまざまな国内法によつていろいろな法律効果が与えられる、選挙権があるとか、そういうことがある、そういうものだと思ひます。

○保坂委員 私の理解は、今民事局長が前段に言われたことを踏まえた上で、しかし、無国籍児などがどんだん生まれてきたりして、他の子供と明らかに違う、権利を奪われた状態にあるというこ

とはやはりなくしていきますよというのが国際人権上の、B規約なり子どもの権利条約なりでうたわれている精神じゃないですか。そこはどうですか。

○倉吉政府参考人 そのとおりでございます、例えばB規約の二十四条三項に、「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」とあります。これは何も特定の国の国籍と言っているわけではありませんが、どこかの国の国籍の意味でございます。無国籍者をつくらない、無国籍ということになるというところで不利益をこうむるので、児童にとつてそういうことはしないようにしようというのが国際上の人権関係の条約の精神であらうと思っております。

○保坂委員 森大臣、今回の最高裁判決の内容は、婚姻をしていることを要件に定めた八四年の改正の部分、婚姻外の認知というところを区別しないところにやはり一番のポイントがあるように思うんですね。簡単に言えば、婚姻による法律婚の子供と婚外子とは、権利の面で制約されたり差別はされませんよということだと思ふんですが、それでよろしいですか。

○森國務大臣 この改正案については、そういう趣旨と考へます。

○保坂委員 そこで、これはまた大きな議論にこれから、実は十二年前に民法改正案が出され、我々野党からも同様の改正案を何度も出して、この衆議院法務委員会で議論したこともありましたが、主に選択的夫婦別姓の話題というか、このことで相当議論はされた内容の、法制審答申に基づいたものですが、十二年塩漬けになっている、この中に婚外子の相続差別の撤廃ということが入っていますね。

これは今、B規約とか、B規約に基づく自由権規約委員会の総括所見とか、繰り返し、あるいは子どもの権利条約に基づく子どもの権利委員会とか国連の機関からも、いわゆる婚外子の相続：分の規定というのは差別であるから撤廃をするべきではないかということを盛んに言われてきた

んですね。この整合性は考えられませんか。つまり、課題であるという認識は私は法務大臣には持っていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○森國務大臣 法律上の配偶者との間に出生した嫡出である子の立場を尊重するとともに、嫡出でない子の立場にも配慮して、嫡出でない子に嫡出である子の二分の一の法定相続分を認める、こういうことによつて法律婚の尊重と嫡出でない子の保護との調整を図っているということでございます。特にこれは憲法第十四条に照らしましても、不合理な差別ではないというふうに考えますが、委員の今御指摘になった問題についても、しっかりと耳を傾けて検討していかなければならないというふうに感じております。

○保坂委員 十月の末に出た、この前死刑のことで大臣にお伝えをしたいわゆる総括所見の中にも、戸籍法四十九条二項一号、国籍法三条、民法九百条四号に、嫡出子でなければならぬことを記載することを求めている部分をやはり削除すべきではないかという意見が、つい先日、国連の各国の意見を踏まえた我が国に対する勧告でも出ているということも紹介をしておきたいと思ひます。

では、次に民事局長に伺っていきますが、最高裁判決で救済をされた原告と同様の境遇にある子供たち、先ほど六百人という数字も出ましたけれども、これをもうちょっと確認したいんですが、婚姻をせずに認知を得た子供たちの数、あるいは新聞記事を見ていると、これから手続に行きたいなんということも書いてあるので、では、この原告同様の立場にある方で、手続をもう既にこつた方がどのくらいいるのかということをお願いいたします。

○倉吉政府参考人 ここの六月四日に最高裁の判決がありまして、あれを踏まえて国会で法改正が行われるであろうということを期待してのものとありますが、その翌日以降きのうまでに百十二件の届け出が出ております。だから、この人た

ちは、もしこの法改正がなければ簡易帰化の方に回った人かもしれません。そのところはよくわかりませんが、そういう人たちが百十二件来ているということですよ。

それから、先ほど来サンプル調査ということをお願いしているわけですが、もう一度繰り返しまして、本年六月以降に日本人男性が外国人である二十未満の子を認知したという旨の届け出がされた件数、これを調査したものから年間の件数を推計いたしました。年間の準正による国籍取得者数を引き算する、そして残りを出すという形で推計をしてみました。全くのあらあらの推計ですが、これによりまして、対象者は年間六百名から七百名ぐらいいそうだとおこたいます。

ただ、今現在何人ぐらいいるのかというのは、それはちょっと把握ができておりません。

○保坂委員 先ほど鳩山大臣のかなり踏み込んだ、いわゆる子供自身にどうにもできない、変更ができない事情を子供の責任に帰すべきではなくて、差別や区別あるいは不当な待遇に置くべきではないという責務を法務行政としてはこれから考へていくんだということだと思ひます。

今回の国籍法改正は評価するんですが、中には、かなり多いらしいんですが、日本人の男性と外国人の女性との間で子をもうけて、胎児認知などとはされずに、出生をすることで男性の方がいなくなつてしまふ、あるいは連絡がとれない、当然ながら、これは確認ができないわけですから認知もできないということ、国籍取得はできない。国籍取得ができないというのと、これまで私どもに入つた声ですと、出生届がないとなかなか住民票作成なども進まない。したがって、いろいろな点で社会生活上不利益を受ける。

先ほどの、子供にとつてみずからの責任がない境遇であることは間違いないわけ、国際人権法上の規定からいっても、これは何とかならないのかというふうに思ふんですが、その点の問題意識はいかがですか。

○倉吉政府参考人 これだけは言っておきたい

んですが、日本人父親の所在が不明である場合には、現在の民事訴訟法のもとで公示送達という手続がございます。それでそれなりの立証をしていただければ、いわゆる強制認知ですが、裁判による認知を求める訴えができますので、恐らくそれで解決するはずだと思つております。

○保坂委員 では、大臣にお答えになっていたように、総務省では、私の聞いていたところによると、一九八九年以前は自治体の判断で無国籍のお子さんの住民票も作成されていたと聞いているんですが、その後には自治省の通達で、やはり出生届を出してから住民票を作成せよということになつて、なかなかこれは難しくなりました。そういった住民票作成はできない状態にかなり長いことなつていたが、この議論を通してなのか、つい最近、七月七日に通達を出して、少しその扱いを変更すべく考へられているのか、実務があるのか、その辺について。

○佐村政府参考人 先生御指摘の点ですけれども、現行の住民基本台帳法上は、住民票の作成を行うためには日本国籍を有することが必要とされておりますので、御指摘のような場合については住民票は作成されないということになります。

(保坂委員) 何にも工夫はないんですか。と。前掲たる国籍がないということですよ。

○保坂委員 それで、本当に大臣に真剣に考へていただきたいんですが、先ほど言つたように、子供が生まれてくる、生まれてくる子供は親がだれかとか選べませんね。そして、父親の方がいるのかいないのかとか、今訴訟の話もしましたけれども、そういう状況の中で、実際、無国籍児の子供たちは日本にかつていたし、今もいるわけですよ。そしてその中で、今回の改正によつて、今百十二人の方がお待ちになつていらっしゃるということで、その方たちにとつてはいいと思ひますけれども、一方、その枠の外に漏れてしまふ子供たちがいて、国籍はにわかには無理でも、住民票の作成などについてはよりスムーズに子供の権利保障ができ

ないのかということについて、総務省とも協議をしたり相談をするということをやつていただきたことなんでしょうが、いかがでしょうか。

○森國務大臣 まさに子供は、生まれる場所もだれのもとに生まれるかも選べません。そういうことで、やはりすべてに優先して子供の立場で考えをあげるべきであるというふうに考えます。

ただ、社会なりあるいは日本のさまざまな事情もいろいろ勘案して、子供たちにとつて差別が生じない、また不利益にならないように最大限の人道的な配慮を加えていくべきであるというふうに考えております。

○保坂委員 大変重く受けとめましたので、法務省の局長も総務省も、ぜひきちつと相談をして、条約を批准しているのが全然違うななというところにならないようになお努力をしていただきたと申し上げて、終わります。

○山本委員長 次に、滝実君。

○滝委員 無所属の滝実でございます。

これまでのいきさつについて、まず民事局長からお聞きをいたしたいと思ひます。

血統主義という原則を掲げる我が国の国籍法の立場からすれば、今回の最高裁判決の案件というのは、本来的には当然国籍を付与されるという筋合いのものだろうと思ふんですね。ところが、一九八四年の現行国籍法においても、あえて三条一項のような条文を設けてきた。そして、今回の事案についても、地裁、高裁、最高裁というすべての訴訟において法務省が現行法の維持を主張してきたということでございますから、その際に法務省として、裁判でなぜ三条一項が必要なのか、こういう主張をされているんだろうと思ふんです。

大体三つぐらいあるようにお聞きをしておりますけれども、どういう内容の主張をしてきたのか、簡単にまず明らかにしていただきたと思ひます。

○倉吉政府参考人 現行の国籍法三条でございます。

す。今御指摘のとおり、昭和五十九年の国籍法改正により設けられたものですが、これについて御説明したいと思ひます。

この改正というのは、このときに父母両系血統主義が導入されました。その結果、日本国民である母の子供は、父が外国人であつても、子の嫡出性の有無を問わず、出生により日本国籍を取得するということになりました。これに対し、日本国民である父の子は、母が外国人であれば、その出生が父母の婚姻の前であるか後であるかだけの違いによつて国籍取得の要件や手続に違いが生じてしまうということから、その不均衡をできる限り是正することを目的として新設されたものでございます。この立法目的自体は正当であるとまず考えてきたところであります。

また、その結果、日本国民である父親の生後認知を受けた外国人を母親とする子のうち、父母が婚姻した準正子と嫡出でない子との間に国籍取得の要件や手続について差が生じることになりました。

そういう差が生じることになったわけでありまして、準正子、つまり父母が結婚をした子供ということですが、その子供は、我が国の家族法制度上、父との関係がより密接なものであることから、準正子についてのみ届け出による国籍取得を認めるということは立法目的と合理的な関連性がある、このように考えていたわけでございます。

その根拠をというところでございましたが、今のようないことが要旨になります。今回最高裁判所の大法廷判決において違憲とされましたので、この点については、法務省としては、最高裁判所の判断を尊重して今回の法案を提出させていただいたというところでございます。

○滝委員 今の説明では、これまでどういう格好で訴訟を続けてきたか、なぜ三条一項が必要なのかということの裁判における法務省の主張が必ずしも明らかじゃないんですね。要するに、一つは、仮装認知が出てくるおそれがある、こういう

ようなことは当然だろうと思ふんですけれども、あと、要するに父との結びつきがどうかとか、そういうようなことでずつと争つてきたわけですね。

そこで、今回改めて最高裁の判決が出てきた以上は、今までの法務省の主張を全く否定して対応するのか、あるいはどこかで生かしていくのかというところが今問われているんだろうと思ひます。そこで出てきたのが、要するに偽装認知をどうやって回避するかとか、そういうことだろうと思ふんですけれども、問題は、偽装認知だけの問題ではないように思ふんです。その他の点については全く取り扱いとしても新たな要素を加味しない、こういうことです。

○倉吉政府参考人 その他の点というのが何を指しておられるのかちよつと定かではありませんのでお答えしかねますけれども、先ほど申しましたように、確かに、これまでの訴訟の中では、国として法務省は仮装認知が生ずるおそれもあるということとは主張して、現行国籍法三条一項は合憲である、こういう主張の支えにしていたことは間違いないと思ひます。

そのほかにも、先ほど私が最初に申し上げたようなことを言っていたわけですが、けれども、しかし、それが否定されたということで、最高裁の判決で憲法違反とされましたので、それであれば、今度はその仮装認知を防ぐ、偽装認知を防ぐ手段というのをきちつと講じておくことが一番大事だということに考えているわけでございます。

○滝委員 仮装認知に関連いたしまして、当局の方からは、例えばDNA鑑定などを求めるのはおかしいとか、そういうような開陳はございました。問題は、当事者の方からそういうものが出てきたときにはどういうふうにされるつもりですか。

○倉吉政府参考人 当事者から積極的にそのような資料が出てきたときは、これを参酌するということになるかと思ひます。

ただし、それが偽造のものではないか、にせも

のではないかと、検体をすりかえたのかげんなどではないかということは検証することが逆に必要になりますので、その点について、当事者に事情を聞きながら、これはどういう経緯で頼んだのかというようにことを調べながら、おかしなところがないかというのを十分に確認していくということをやつていきたいと思つております。

○滝委員 その場合に、DNA鑑定にしても、いろいろな方法というやり方があるようですね。だから、今のようない一般論でいくと、恐らくは一番安い、一件当たり五万円とか六万円とか、あるいは十万円とか、いろいろ段階があるようだけれども、そういうようなことをやつて窓口に来たときに、窓口がどうさばくのでしょうか。

○倉吉政府参考人 先ほど来答弁しているところでございますけれども、要するに、法務省の窓口では、DNA鑑定が本当に正確なものなのか、正しいものなのか、あるいは偽造ではないのかとか検体のすりかえがないのか、そういうことをきちつと判断できるというだけの能力は、もちろんただの行政機関ですでないわけでありまして、しかしながら、今委員から御指摘がありました非常に安いもの、簡易鑑定めいたものだと思いますが、私の承知をしておりますインターネットなんかで見ると、二、三万ぐらいで簡単に、お手軽にできますというのがあります。そういったものが出てきた場合には、これはどうしてこんな簡略なものにしたのかとか、本当に大丈夫なのか、そして根底に差しかかつて、どういう経過で知り合つたのか、どこの国で二人が一緒に生活したのかとか、いつ子供ができて、そのとき二人はどこにいたのか、今父親は扶養をしてもらっているのか、あるいは父親の住所をあなたは知つて居るのかとか、そういうことを聞きながら、現実には本当の父子関係があるのかという真否を確認していくという作業を続けていくことになると思ひます。

○滝委員 この辺のところは法務省においても少しガイドラインみたいなものを示しておいた方が

よさそうな感じは受けますので、混乱のないよう
に対応されることを望みたいと思います。

少しそれるんですけども、この三条一項のよ
うな格好、今回のような格好で国籍を認めるとい
うことになってまいりますと、前からそうなんで
すけれども、当然二重国籍の問題というのは発生
するんですね。こういう点については、どうやっ
て解決していくんでしょうか。

○倉吉政府参考人 御指摘のとおり、改正後の国
籍法第三条により日本の国籍を取得する者の多く
は、それまでに有していた外国の国籍と日本国籍
との重国籍者になる、このように考えられます。

この場合に備えた規定が国籍法の十四条一項で
ございまして、この国籍法十四条一項は、外国の
国籍を有する日本国民は、重国籍となつたときに
二十未満であるときは二十二歳に達するまでに、
そのときが二十に達した後であるときはそのとき
から二年以内に、いずれかの国籍を選択しなければ
ならないとして、重国籍を回避することとして
おります。

そこで、この新法の適用により重国籍者になつ
た方につきましても、これに従って国籍選択をし
ていただく必要があるということになります。

○滝委員 最後にありますけれども、日本の国籍
法はフランスあるいはドイツの血統主義を主体と
する国籍法をずっと見習ってきた、こういうふう
に言われていますね。日本の今回の問題になつた
三条一項のような条文は、そもそもドイツ法ある
いはフランス法にあるのでしょうか。

○倉吉政府参考人 申しわけありません。定かな
記憶ではありませんが、ドイツにはたしかあつた
と思います。

○滝委員 ドイツの場合には、きょうの産経新聞
にもありましたように、子供が国籍を取得すると
母親までが国籍を取得する、こういうことで不祥
事件が起きているように報道されて、これについ
ての法改正が行われる、こういうことですけれど
も、フランスやドイツ、同じ血統主義をとってい
る、日本のお手本となつた国籍法の世界で、例え

ば偽装認知とかそういう問題は、仮にあるとすれ
ば、どういう状況になつていっているんでしょうか。

○倉吉政府参考人 ドイツでは若干そういう偽装
認知のケースがふえているというふうな情報は把
握しております。

特に、偽装認知対策としてどういうことを講じ
ているのかということが私どもも関心があるわけ
ですけれども、国籍取得に関する届け出等につい
て虚偽の記載をした場合に罰則が科せられる国と
しては、イギリス、スウェーデン、カナダ、イン
ド、フランス、ノルウェー等がございます。

○滝委員 ドイツの場合には、子供が国籍を取得
した場合には母親が、あるいは父親が自動的に国
籍を取得する、そういうことに関する偽装事件
じゃないんですか。

○倉吉政府参考人 そのような制度ではないので
はないかと思うんですが、詳細は承知しておりま
せん。申しわけございません。

○滝委員 突然お尋ねしましたので、さすがの民
事局長さんも概要は、いきなりのことではございま
すから、御無礼をいたしました。

いずれにいたしましても、実際のこの法律が成
立した場合の後の手続は、やはりもう少し時間を
かけて具体的な内容を示していかないと、窓口で
混乱する、そういう事態が発生するおそれがある
んじゃないでしょうか。少し今回の場合には急
ぎ過ぎたという感じは否定できないと思うんです
ね。もう少し後の手続をきちんとするように、ひ
とつ事務当局として頑張つていただきたい、こ
ういふことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、時間がまだ多少ありますので、要望
だけ申し上げておきます。これは今回の国籍法と
何ら関係ありませんが、お許しをいただきたいと
思ひます。

登記手数料の関係を前回も私は鳩山大臣に申し
上げたことがあるんですけども、それとは別
に、オンライン化を登記について採用しています
ね。ところが、このオンライン化のシステムが
しょっちゅうダウンするんですよ。オンライン化

を奨励するために減免措置を講じているんですけ
れども、ダウンしたときには遠い法務局まで走ら
ないかぬわけですね。

もともと何のためにオンライン化したかといつ
たら、法務局を統合するためであつて、合理化の
ためにオンライン化をしたんですけれども、それ
を奨励するために租税法で登録免許税を減免して
いるんですね。これがダウンすると、顧客からは
安い減免した手数料をいただく、ところが、ほつ
ておけないものですか。法務局へ飛んでいつ
て、今度は文書によって手続をすると、減免の手
数料じゃなくて高い本来の登録税を取られる、こ
ういうことがしばしば起こるんですよ。

こういうような些細なことは、やはりオンライ
ン化をした以上はオンライン化を中心にして事務
手続を進めるのが当然ですから、私は、こんな問
題は事務的に財務省と話をしておいて、オンライ
ン化を予定していた手続が後からだめだったという場合に
は、文書での手続についても当然減免の対象に
すべきだろうと思うんです。これは、そんな大き
な法律問題とか何とかというよりも、当然それ
は取り扱い要領が何かで措置すべき問題だろうと
思うんです。

この種のオンライン化は、国税庁のe-Tax
と法務省の登記システムと両方あるわけござい
ますけれども、当然そのようなことは行政的にき
ちんとした融通措置を講じておく必要があるの
ではなからうか、こういうふうにいると思います。法律的
に租税特別措置法でこれを書くとか大変なんです
よ。要するに、システムダウンしたときには従来
の手続によつても減免するものとみなすなんとい
う、そんなばかな法案は書けませんから、当然こ
れは取り扱いの日常の業務の中でやるように、き
ちんとした手続をしておいていただきたい。これ
から予算時期でございまして、あえてこの際に
要望だけ申し上げておきます。答弁は結構でござ
います。

以上、終わります。

○山本委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○山本委員長 これより討論に入るのであります
が、その申し出がありませんので、直ちに採決に
入ります。

内閣提出、国籍法の一部を改正する法律案につ
いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○山本委員長 この際、ただいま議決いたしました
た本案に対し、塩崎恭久君外三名から、自由民主
党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主
党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべ
しとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。加藤
公一君。

○加藤公一委員 ただいま議題となりました附帯
決議案について、提出者を代表いたしまして、案
文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

国籍法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ
いて格段の配慮をすべきである。

一 日本国民から認知された外国人の子が届出
により我が国の国籍を取得することができ
ることとなることにかんがみ、国外に居住して
いる者に対しても、本法の趣旨について十分
な周知徹底に努めること。

二 我が国の国籍を取得することを目的とする
虚偽の認知が行われるおそれがあることを踏
まえ、国籍取得の届出に疑義がある場合に調
査を行うに当たっては、その認知が真正なも
のであることを十分に確認するため、調査の
方法を通達で定めること等により出入国記録
の調査を行う等万全な措置を講ずるよう努め
るとともに、本法の施行後の状況を踏まえ、

父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否及び当否について検討すること。

三 ブローカー等が介在し組織的に虚偽の認知の届出を行うことによつて日本国籍を取得する事案が発生するおそれがあることを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう努めること。

四 本改正により重国籍者が増加することにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森法務大臣。

○森国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。
ありがとうございます。

○山本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会